

第百九十三回国 参議院財政金融委員会會議録第十五号

平成二十九年五月二十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

補欠選任

小池 晃君

辰巳孝太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

藤川 政人君

理事

大家 敏志君

中西 健治君

長峯 誠君

三宅 伸吾君

大塚 耕平君

委員

愛知 治郎君

石田 昌宏君

徳茂 雅之君

中山 恭子君

松川 るい君

三木 亨君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

風間 直樹君

古賀 之士君

白 眞勲君

藤末 健三君

杉 久武君

平木 大作君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

渡辺 喜美君

国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
内閣府特命担当大臣(金融) 木原 稔君

副大臣

財務副大臣 大串 正樹君

大臣政務官 小野 伸一君

経済産業大臣政務官 三井 秀範君

事務局側 加藤 俊治君

常任委員会専門員 太田 充君

政府参考人 佐川 宣寿君

金融庁検査局長 吾郷 進平君

法務大臣官房審議官 佐藤 善信君

財務大臣官房総括審議官 安達 健祐君

財務省理財局長 柳 正憲君

中小企業庁事業環境部長 株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長 株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長

国土交通省航空局長 株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長 株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

参考人 株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長 株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務に

関する件)
○銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、小池晃君が委員を辞任され、その補欠として辰巳孝太郎君が選任されました。

○委員長(藤川政人君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁検査局長三井秀範君外五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(藤川政人君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長安達健祐君及び株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長柳正憲君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(藤川政人君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○白眞勲君 おはようございます。民進党の白眞勲でございます。
まず、商工中金の問題をする前に、森友問題について幾つかお聞きしたいと思います。
今お配りされている資料の一と二にありますものは、先日、民進党の会議で籠池氏が説明した資料になります。
財務省にお聞きしたいと思いますが、この資料の一と二、近畿財務局の池田さんがそれぞれの関係者に送付したメールらしいのですが、このメールは実際のものでしょうか。
○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。
本件につきましては、この資料を見させていただきまして、ここにありますとおり、本件の担当者であった近畿財務局の職員本人の氏名が示され、国有地処分の相手方でありました森友学園側の関係者との間の撤去費用に関するやり取り等を示すものでありましたことから、本人に聞きました。

その上で、本人は、一年以上前のことでありまして詳細については記憶していませんが、相手方から新たな埋設物が発見されたとの話を受け、早急に対応する必要性を認識していたということでございます。そうした中、大阪航空局に埋設物の撤去費用の見積りを依頼するとともに、見積りに必要となる資料やデータの提出については森友学園側に依頼した記憶があるということでございます。

○白眞勲君 今、佐川局長さん、詳細は記憶をしていませんがと言うんですけれども、ちょっと私よく分からないのは、これ、メールなんですね。あったかないか、どちらか二つに一つだと思ふんです。詳細は記憶していないという答弁は、私、変だと思ふんですけど、もう一度お聞き

します。このメールは、実際、池田さんが送ったメールなのかどうか、それをお答えください。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

前々から申し上げてございますが、本件は森友学園との国有地の処分に関するところでございまして、そういう意味では二十八年の六月に売買契約書を結んだということをもって事実終了ということとでございますので、近畿財務局とそれから先方側との個別の面会のやり取り等につきましては、その時点をもって処分をしているところでございます。

したがって、こういう個別の面会のやり取りについては財務局に残っておらないところでございますので、そういう意味で記憶にはあるということをお申し上げたところでございます。

○白眞勲君 ということは、ほぼ送ったことは事実ですということでしょうか、ほぼで結構です。もしかしらその中の文章の幾つかは間違っているかもしれませんが、ほぼこれは間違いないのかどうか、それをお聞かせします。

○政府参考人(佐川宣寿君) そのほぼは定義も難しいでございますが、いずれにしても、本人に聞きましたところ、本人がそういうデータや資料について森友側に依頼をしましたという記憶はあるということでございます。

○白眞勲君 先日、風間議員が御指摘になった部分なんですけれども、このメールの二行目にある、この本文ですね、いつもお世話になりますの後、「瑞穂の國記念小學院開校に向けご協力いただきありがとうございます。」と、これ書いてあるんですね。

すごく私、違和感を感じたんですね。普通、財務省は、相手方から申出のあった案件について、このような御協力をいただきありがとうございますという書き方を文化があるんですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 全体に、この今委員が御提出いただいております資料一、二の二枚紙

を担当者に見せて確認をいたしてございます。

それで、先ほど申しましたように、さすがに一年以上前です。その文面の詳細についてはもう本人も記憶していないんですけれども、本人によりますと、依頼に当たった文面の詳細までは記憶していないが、新たな埋設物への早急な対応を求める森友の関係者に対し、大阪航空局での撤去費用の見積りの参考となる様々な資料を提出するようこちらから依頼をするというものであることから、丁寧に挨拶をしようとしたものではなかったかと考えられるということでございました。

○白眞勲君 そうはいつても、御協力いただきというのは、相手方、つまり森友側から財務省に言われる僕はこれ立場だと思っております。言葉だと思っております。ましてや、これタイプするとき、私もこれタイプしてみたんだけど、大変なんです。これ。旧漢字っていうんですかね、使っているんですね。これで書いていたということとは、本当に丁寧にこうやって相手に書いていたんだという私は感じがしたんですね。

で、お聞きしますけれども、これまで財務省は、この法律事務所や設計事務所、施工業者にどんな協力をしてもらったんでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。個別の詳細については、先方とこちら側の財務局とのやり取りについては私ども一々その資料が残ってございまして承知してございせんが、いずれにしても、その見積りに必要となる資料やデータの提出について依頼をしたところとございまして、そういう意味では、大阪航空局側が見積りをするということでございまして、今まで国土交通省の方から答弁いたしてございすけれども、設計の概略図とか試掘の結果とか工事写真等の提供を受けているところでございす。

○白眞勲君 向こう側で見積りも出してもらっていますよね。ごみの撤去分。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

埋設物の撤去費用の八・二億円のお話は、それは大阪航空局が積算をしたものでございます。

○白眞勲君 よく理財局長は、この学校の開校が遅れたらまずいというか、そういった趣旨の御発言を今までもずっと答弁されているわけなんですけれども、財務省がやらなければならぬ仕事とあつて、小学校の開校に間に合わせるお手伝いをするということではないわけなんだと私は思うんですね。

まず、この土地がどのような土地かを、売却とか分割といった契約をするずっと以前にしっかりと調査をするべきではなかったんじゃないでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

本件土地は、大阪航空局が所有しております昔の空港の騒音に関わる一連の土地でございまして、私ども近畿財務局の方は大阪航空局の方から売却の事務委任を受けているということでございます。その時点で、大阪航空局の方では、平成二十一年か二年かですか、その当時にその土地における埋設物あるいは土壌汚染等についての調査をしておりまして、そういう資料は受け取っておる土地に関する調査というのは大阪航空局の方で行っていたということでございます。

○白眞勲君 ただ、結果的に、何というんですかね、ごみは後で見付かっているわけですね。ですから、そういった面ではもう少し詳細に検討すべきではなかったのかという部分なんですけれども、それについていかがでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

私ども、全国の財務局の現場で年間四千件以上の国有地の処分をしているところでございます。

そういう意味では、全ての土地について、深いところ等々について埋設物、土壌汚染等について調査をしているということではなくて、事前に調査をして分かっているようなところについてはそういうこともいたしますが、基本的には、売却等については契約の中に瑕疵担保責任条項というのを設けまして、売却後何かありましたら例えば二年間の間は国の方でそれに伴って費用を支払うというようなことを契約に入れて、そういう管理、処分を行っているということでございます。

○白眞勲君 今回のメールの文章の後には、ごみがないのでいゆる困っているというような内容、その対処方法について弁護士とも相談しているわけですね。ですから、あつ、ごみがないというのは、結局深いところのごみですね、深いところのごみがなかったということで。

私は、このメールが本当のものか分かりませんが、少なくとも、やはり開校が遅れても財務省の方でしっかりとこの土地にはごみがなかったのではないかと、ないではないですかということの言うべきだったんじゃないのかなと。そのための証明をしつかりと、事後にこういつたごみが発覚したとしてもそれをしつかりと証明するべきだったのではないだろうかというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

まず、冒頭の先方の相手方同士のやり取りについてはコメントいたしません。いずれにしても、九・九メートルのところまでのくい打って、あるいは三・八メートルのところまでごみがあつたということは、これまでも様々国土交通省の方からも答弁をさせていただいたところでございますので、私どもはそこから新しいごみが出てきたというふうに考えております。

○白眞勲君 財務省にお聞きいたしますけれども、昨日の朝日新聞の件につきましてお聞きしま

す。

地盤改良費について、この記事に書かれているような土地家屋調査士にのみ撤去費と地盤改良費を記載した仕様書を渡しましたでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 報道については承知してございますが、報道の一つ一つについてはコメントいたしません。その上で、私も、例の二十八年三月に埋設物が発見されて近畿財務局から航空局に見積りを依頼するわけでございますが、土地の地盤の話でございますが、そこは軟弱な地層を含むものであったということは既に二十七年五月の貸付契約の時点でもう明らかになってございました。したがって、売却に当たりまして、同様にその地盤の状況に関する資料の提出を依頼したところでございます。

その結果、大阪航空局より、航空局が合理的に見積もった埋設物の撤去費用の見積りも提出されているんですが、地盤の状況に関しましては業者から入手したボーリング調査の結果の資料の提出を受けたところであります。本件土地の状況として不動産鑑定士にこれを提示して鑑定評価を依頼したというところでございます。

なお、その地盤の状況に関する業者の資料としてはボーリング調査の結果も入ったのでございまして、学園側が高層建築を行う場合のくい打ちに関する資料というのも含められていたところでございますが、私も、森友側から申請を受けていた利用計画では、小学校の校舎三階建て、現に今三階建てが建っているわけですが、その時点におきましても現に三階建てを前提とした九・九メートルのくい打ち工事が行われていたというところでございまして、高層建築を前提として計算された工事費用は建築しようとしている建物とは関係ないというのは明らかであったということでございますので、そこは考慮されることはないだろうと考えておりました。

したがって、近畿財務局としては、その資料の中にボーリング調査が含まれているというこ

とをもちまして大阪航空局から提出された資料全体をそのまま不動産鑑定士に提出をしたということでございます。

○白眞勲君 ちよつと分からないのは、あつ、先ほど私、土地家屋調査士と言ったかもしれませんが、不動産鑑定士の誤りでしたけれども。

今の話ですと、いわゆる高層建築物じゃなくて低層なんであるから考慮されることはないだろうというのであるならば、最初からそういった見積りというの出さなくてもよかつたような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 私ども、新たな埋設物が三月に出てまいりました。それで対応しなくちゃいかぬと、それから、先ほどから申し上げているように、これ、開校が遅れる、あるいは開校ができないという場合に、これは当然訴訟のリスクも国側にあるということでございますので、そういう意味では早急に対応するというところで、大阪航空局側に埋設物の撤去費用とか地盤についての見積りをお願いしたというところでございます。

したがって、大阪航空局の方から八・二億円の撤去費用の見積りとそれから地盤に関する資料をいただいておりますので、その中に以前のボーリング調査の結果も入っておりますので、私どもの段階でそれを、大阪航空局からいただいたものを、その段階で何か取捨選択するということではなくて、そのままちゃんと不動産鑑定士にお渡ししたというところでございます。

○白眞勲君 そのとき、報道によりますと、軟弱地盤を理由に地盤改良費として約五億円を差し引くことも検討するように不動産鑑定士に要請した事実はありますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 報道について一々コメントはいたしません。私ども、どういう資料かということにつきましては、国土交通省において今確認を、不開示の事由等について確認を行っているというふうに承知してございます。

○白眞勲君 ですから、事実関係なんです。五億

円を差し引くことも検討するよう要請したかどうかの事実確認なんですけれども、お答えください。

○政府参考人(佐川宣寿君) 私ども、不動産鑑定評価を、一般論で申しますと、不動産鑑定評価を依頼する場合には、通常、土地の状況とか条件について不動産鑑定士に説明を行っております。したがって、本件土地についても大阪航空局より提供された資料をそのまま不動産鑑定士に提供したということでございまして、先ほど申しましたように、現実に九・九メートルという三階建てを前提としたくいを打っているわけでございまして、高層建築を前提とした地盤に関する工事というのはおおよそ鑑定評価とは直接関係のないということでございますので、私どもから不動産鑑定士にそうした減額等を依頼するということはございません。

○白眞勲君 それでは、続きまして商工中金問題についてお聞きいたします。

まず、私の方から一言申し上げたいんですけれども、今回の問題については、現在の執行部、しつかりと、私は、調査委員会を立ち上げて調査内容をいち早く公開している、踏み切ったということについては大変評価しております。

ただ、そうはいっても、この調査報告書を読むと驚くべき実態が明らかになって、私ちよつと愕然としたわけなんです。今回の調査というのは、危機対応業務のうち、商工中金が行っている一・六％を調査して、つまり二万七千九百三十四口座を調べたら、そのうち不正があつたのが二・七％の七百六十口座もあつたということみたいですね。

安達社長にここでお願いしたいと思ひます。

これほどの不正が見付かつたならば、できる限り早めに全口座、全ての口座を徹底的に調べ上げていく必要があると思ひますけれども、その辺りについていかがでしょうか。

○参考人(安達健祐君) この度、我が商工中金の

危機対応業務で不正行為が行われまして信頼を損ねたことをまずはおわびを申し上げたいと思ひます。

今委員から御指摘の調査でございますが、五月九日に主務省から業務改善命令をお受けいたしました。その業務改善命令におきましては、調査未実施の危機対応貸付全体について、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定することの指示を受けてございます。

対象貸出しにつきましては、既に稟議書類の点検調査に着手したところでありますが、こうした調査を確実に実施していくためにも、現在、外部の専門家の指揮の下で調査の方法を検討するとともに、当該全体調査を早期かつ着実に実施するための作業工程の作成を進めているところでございます。

○白眞勲君 今、調査着手するための様々な工程をチェックしているという御答弁だったような気がしますが、全口座を調べたら相当な数の不正が出てくるのではないかなというようにもちよつと思へなくもないんですけれども、この辺りどうでしょうか。

○参考人(安達健祐君) これは調査をしてみなければ何とも言えないところでございますが、第三者委員会、一つ、無作為抽出のサンプリング調査を一万件したところ、そのところの不正の発生確率は〇・五六％でございました。まあこういう数字になるのか、それともまた別の広がりがあるのか分かりませんが、今後しっかりと調査していきたいというふうに思っております。

○白眞勲君 いや、〇・五六％というのが何かまるでちよつと今少ないような、そういうニュアンスの話をしたような気がするんですけど、一万口座で〇・五六％という五十六口座ですよ。五十六口座もあつたのかというのが私たちの考え方なんです。ですから、社長、ちよつとその御

認識が私達うんじやないかなと思うんです。一口座でもあったら大問題であるということをもう少し私は考えた方がいいんじゃないのかなという感じがしています。今の御答弁だと何かまるで割に少ないですみたいな感じの言い方にしか聞こえないんですね。私、ちよつとその辺の深刻さを分かっているような気がするんですけども。

もう一回ちよつと、これ御撤回されてというのが、何というんだろうな、もう少しきちつとした答弁された方がいいですよ。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

まさに今委員御指摘のとおりだと思います。しっかりと調査をし、一件でも不正があつてはいかない話でございますので、しっかりと調査をしていきたいというふうに思っております。

○白眞勲君 鹿児島支店の不正についてお聞きいたします。

この鹿児島支店では、これ調査報告書を見ると、三十名の営業担当者のうち不正行為をした担当者が十九名だったと。二百三十九口座にも及ぶわけで、ちよつとこの資料の四にお示ししましたが、赤線で書かれた部分、段落、ちよつと最初から読みますと、ちよつと早口で読みますが、不正行為者らは、営業課や営業担当者に割り当てられた危機対応融資実行額のノルマ達成に迫られる中、飲み会の席や喫煙所などで、なかなか危機要件に該当する案件を見付けることが難しいという悩みを持ち寄り、危機要件に該当するようにエビデンスを改ざんすれば稟議が通って割当てがこなせるという手口を共有し、各人が実行に移した、不正行為者らは、ここですね、自席ではさみとのりを使って紙の試算表を切り張りしたり、エクセルで試算表を自作するなどしており、そうした姿を同じフロアで働くほかの営業担当者が目にすることもあった、こう書いてあるわけなんです。これ、要は、自分の席で、まるでふだんの仕事のように、はさみとのりを使って改ざんを行っているって、ちよつと私は驚きなんです。

この資料三をちよつとまた見ていただきたいんですけど、その赤線のとこらの段落を読むと、これらの手口は不正行為者間で口頭により伝承されていた、また、不正行為者の中には、自作は発覚しやすいので、顧客から受領したエビデンスを精巧に切り張りするなどして改ざんしたという職員もいれば、そんなことに手間暇掛けるのはばからしいので、体裁をさほど気にせず安直に自作したという職員もいたと。これちよつともう、ちよつと驚きの現状であります。

この状況を、今、安達社長さん、どう思われますか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

あつてはならないことだと思っております。極めて恥ずかしい事態だと思っております。これを何とか今後改善し抜本的になくさなきゃいけない、そのためにどういう対応策があるのか、真剣に考えていきたいというふうに考えてございます。

○白眞勲君 本場にちよつと驚きですね。

何というんですかね、不正を、ちよつと、じゃ、ここで聞きましょう。鹿児島支店のオフィスというのは職員の机が離れているんですか。それとも、つまり、ほかの人から見えない、よく外国のオフィスにありますよね、パーティションで仕切られていたような、そういう感じなんですか。それとも、何か島民たいてい、日本的な昔の何か事務所ってそうなんですけれども、島民たいていになっているんでしょうか。

○参考人(安達健祐君) 鹿児島支店は、地上十五階建てのビルの二階部分、約千平米を賃借してございます。職員は五十二名が在籍しており、うち営業関係の職員は三十余名、レイアウトは、これらの職員が営業企画課、営業第一課、二課、三課、四課が課長を中心とした島形に配置されてございます。支店長、次長は、独立して各営業課を見通せるように配置されております。各課を仕切るパーティションはございません。

○白眞勲君 普通そうだと思うんですね。つまりどういふことか。私も仕事場にいたから分かるんですけども、大体、自分の仕事をしていても、ほかの島というか、ほかのテーブルでどういふ電話のやり取りをしているかというのはわざと聞こうようにして、お互いに相互に牽制し合うというのか、一体今どういふ流れになっているのかというのは普通に見れる、そして、課長はそれをちゃんとしっかりとチェックしているという世界なんですけれども、そういう中で、自分の席ではさみでちよきちよきしながらのりでべたべた貼っているなんというたら、これ周囲がおかしいと思うんですね。

麻生大臣にもちよつとこの話、どうかなと思うんですけども、これ質問レクをしているわけじゃないんですけども、麻生大臣、こういった状況を鹿児島支店が銀行という金融機関でやっているというこの実態について麻生大臣の、もしよろしければ何か、どう思われるかちよつと聞いてみたいんですけども、どうでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に、皆やっているから、連帯でやっているという意識の差が一番大きいと思います。

○白眞勲君 まさにそうなんです。つまり、みんなやっていっているから怖くないみたいになっちゃっている。多分、ですから、そういった面で、私は、ちよつとここで、システムとして一応あるわけですね。周囲が普通だったらおかしいと思わなきゃいけない、その感覚がもうなくなってきたという中で、これ相当深刻だと私は思うんですね。

その中でもおかしいと思うちよつと良識のある方がいれば、多分、本人に指摘すれば職場の人間関係というのは当然これは悪くなるに決まっていると、はばかりれる場合もあるだろうということになる。だからこそ、この商工中金さんの場合には、そのために本部に内部通報窓口があるわけですよ。ただ、一件も鹿児島支店ではなかったと

のことですが、その原因は社長としてどういふふうにお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答えいたします。

現在の内部通報制度は、株式会社化した平成二十年十月にコンプライアンス統括室を設置し、コンプライアンス実施要綱を制定することにより策定されました。平成二十年十月以降二十九年三月までの通報件数は累計で十件となっております。

通報窓口は、金庫内部において、コンプライアンス統括室、人事部に設置しているほか、金庫と契約した外部業者、弁護士事務所にも設けてございます。

なお、当金庫は、通報者が通報したことを理由として不利益な取扱いを行わないとの通報者保護を遵守しております。

○白眞勲君 いや、私は、社長に聞いているのはその状況じゃないんです。いわゆる内部通報窓口の状況を聞いていられるわけではなくて、こういった状況の中で内部通報をされていなかった原因は一体何だと思ってしまうのかということを知りたいんですけれども、どうですか。それは社長のお考えを聞きたいんですけども。

○参考人(安達健祐君) 内部通報は、するよう、あらゆる機会を通じて職員に徹底していた一方、実際になかったということについては極めて残念であるし、今後の経営の課題であらうというふうに思っております。

○白眞勲君 極めて残念なのは当たり前なんですけれども、今後の経営の課題も当たり前なんです。原因をちゃんと突き止めなければいけないというふうに私は思っているわけですから、その原因についてどう思われるかと聞いているんです。が、お答えにならないので、ちよつと先に進みますけれども。

金融庁にお聞きいたします。

商工中金に対し民間の金融機関並みに検査をすることはできるんでしょうか。

○政府参考人(三井秀範君) お答えいたします。

検査をすることが金融庁としてできます。(発言する者あり)金融庁として検査いたします。金融庁として商工中金に対して検査権限を持つてございます。

○白眞勲君 私も早口だけど、一緒になって早口になることないですから、しっかりと分かりやすく答えていただきたいと思いますけれども、民間金融機関並みに検査することができるとかどうかを聞いております。

○政府参考人(三井秀範君) 御指摘のとおり、でございます。

○白眞勲君 最近、そういう検査に商工中金には入りましたか。

○政府参考人(三井秀範君) 金融庁におきます商工中金に対する最近、直近の検査は、平成二十四年十月から二十五年四月にかけて実施してございます。

○白眞勲君 そのときは何か発覚しましたか。

○政府参考人(三井秀範君) 大変恐縮でございますけれども、具体的な検査の内容やそれに基づく結果については、民間金融機関と同様、この場でコメントさせていただくのは差し控えていただきたいと思います。

○白眞勲君 資料三の一番上に、これ、半期、半

期と書いてある表があるかと思いますが、これ多分、たしか、私、不正の手口のこの何か件数が出ている。今、平成二十四年、平成二十五年というと実際には数字が出ているんですよ。ですから、そういった面でちょっとこれは非常に残念な状況だなというふうに思います。

今日、何か報道で金融庁検査に入るといことなんですけれども、そこでちょっと金融庁にお聞きします。この平成二十四年、二十五年のこういった鹿児島支店の状況というのは、これは切り張りとか何かをべたべたやっているわけですよ。これ、素人が見てもありやっと思っわけですよ。エクセルとか何かで表が作られたら、それは私みたいな素人だったらさっぱり分からないかも

しれないけれども、やっぱそれ貼り付けたとかいう形になったら、それは幾ら何でも分かんと思っうんです。

こういった切り張りしたような試算表というのは見たことありますか。

○政府参考人(三井秀範君) 具体的な検査の中身で何を見てどのような検査をしているかというのは、大変恐縮でございますけれども差し控えていただきたいと思います。ただ、民間金融機関と今回の商工中金の比較でいいますと、非常に長期間にわたってこれほど多数の人間がオーブンに不正行為に関与している、あるいはそれを監査部門が、本部がこの不正の隠蔽に加担しているというふうな認識してございます。

○白眞勲君 麻生内閣府特命担当大臣にお聞きしたいというふうに思いますが、今度金融庁も検査をするということ、しっかりとやっていただくようにその決意のほどをお聞きしたいと思っいます。

○国務大臣(麻生太郎君) 金融庁、財務省、それと経済産業省が所管なんです。検査能力というものを持っているのは金融庁が一番だと思っいますので、金融庁としてきっちり専担させたいと思っっています。

○白眞勲君 次に、池袋事案について中小企業庁にお聞きいたします。

この報告書、資料でいいますと資料の五になるわけですが、この池袋事案について、ちょっと経緯についてお話しただきたいと思っいます。

○政府参考人(吾郷進平君) お答え申し上げます。

平成二十六年の十二月に、商工中金の池袋支店において、危機対応業務の要件確認資料について、顧客から受領した資料の改ざんが疑われる事案が複数発覚したわけでございます。その後の調査によって疑いのある事案数は百十件に増加いたしました。そういったこともございまして、私ど

も中小企業庁の担当課にも十二月末にその報告があったということでございます。それに對しまして、私どもからは徹底調査を指示をしたということでございます。

その後、当時の商工中金の内部調査の結果としては、職員による改ざんではなく、顧客からのヒアリングに基づき職員が自ら作成した資料であること、全ての案件において制度の要件の充足を確認したことから問題事案ではないという処理をされました。翌年、平成二十七年一月に入ってから、中小企業庁にもその旨の報告があったものと承知しております。

○白眞勲君 この資料五にある赤で囲った部分なんですけれども、これで正しいでしょうか、中小企業庁さん。

○政府参考人(吾郷進平君) 当時、中小企業庁の対応につきましては、当時の管理職に対するヒアリング調査を行っておりまして、その結果として、日付が一月十九日であったかどうかという詳しいところまでは分かりませんけれども、一月に報告があったということは確認しております。

○白眞勲君 といいますのは、これ見ると、何ですか、口頭で、突っ込んだ、ああ、それは一番上ですね、総務部長は、一月十九日の午後、金融課長らと面談し、池袋事案について口頭で云々と書いてある、報告したと書いてあるんですけども、こういったものって口頭で報告するものなんです。こういったことを確認しております。

○政府参考人(吾郷進平君) 私どもで受け取った資料について確認いたしましたところ、二月付けでその全体の経緯をまとめた資料を受領しているということを確認しております。

○白眞勲君 そういう中で、このサンプル、七口座を匿名化した危機要件確認例と題するペーパー二枚を作成し云々と言っているんですけど、百十口座のうち何で七口座だけなんですか。

○政府参考人(吾郷進平君) この七口座のこの

ペーパーについては、現状では記録は残っていないということでございますので、なぜ七口座かというのもしょと現時点では分かりません。

○白眞勲君 つまり、記録に残っていないんですか。この百十件のうちの七口座が、ちゃんとペーパーに出しているのに記録に残っていないということではよろしいですか。もう一回これ、ちょっと問題ですよ。これ、ちょっと確認したいと思っいます。

○政府参考人(吾郷進平君) 今申し上げましたとおりでございます。この百十口座のうち七口座を匿名化した危機要件確認例と題するペーパーというのは、私どもでは確認されておられません。

○白眞勲君 商工中金さんにお聞きします。

これ、ペーパー二枚、作成しましたでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

ちょっと二枚かどうかは別として、当方の方には中小企業庁に提出した資料というのは残っております。それは恐らく二月、先ほど部長がおっしゃった二月の資料ではないかというふうに思っっています。

○白眞勲君 これ、極めて大きな問題ですよ、残っていないというのは、報告書が。

これ、また、委員長、ちょっとこれは大分整理していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願っいたいと思っいます。

○委員長(藤川政人君) 後刻理事会で協議いたします。

○白眞勲君 ということは、まず、じゃ、ちょっともう一回聞きますけど、これサンプルで提出いただいたことは事実かどうか、これをちょっとお聞きしたいと思っいます。

○政府参考人(吾郷進平君) 当時の担当管理職に對するヒアリングでは、そういった詳細な部分については今のところ確認されておられません。

○白眞勲君 これでちょっと監督機関としての務め果たせないんじゃないでしょうか。ちょっと

と私も驚きました。

その当時の商工中金の社長は経産省出身でしたよね。これ、もしかしたら何かとアリソングに少し遠慮があったのかというふうに疑われなくもないんですけど、その辺についてはどうでしょうか、中小企業庁さん。

○政府参考人(宮郷進平君) お答えいたします。

経済産業省といたしましては、当然ながら、役員の出身がどうかにかかわらず、主務省庁として監督を行ってきたものと考えております。

○白眞勲君 今日、大串政務官さん、わざわざ来ていただいてありがとうございます。

今、ずっとやり取り聞いていらしたと思えます。やっぱりこういう案件について、不正事案が発覚しなかったという報告書だったとしたってこれは当然取っておくのが当たり前なんじゃないでしょうか。そういったものについて全く記録が残っておりませんというのは、これは非常に問題だと思えますよ。経産省としてどういうふうにお考えでしょうか。

○大臣政務官(大串正樹君) 御指摘のとおり、記録が曖昧なところは確かにこれはきちんと対処しなければいけないというふうに思っております。今回の案件につきましては、商工中金におきまして危機対応業務の融資の際に職員が試算表の数字を改ざんしていたとの事案が発生したということに関して、本当に誠に遺憾であるというふう

に感じております。

本件は、過去何年にもわたり現場で延々と続けられてきた問題であるということもこれは受け止めなければいけないこと、そして、商工中金がこれまでの自らの調査に基づいて処分を発表しておりますが、今の役員を減給処分するだけで解決できるというものではありませんし、この問題を根絶すべく、現経営陣にはまず徹底的に問題を洗い出し、全容を解明することを求めていく考えでございます。先ほどの点についてもそのように考えております。

このため、これまで行われた、先ほど委員……(発言する者あり) 分かりました、そうですね。じゃ、これから商工中金に対して更なる対応を求めていく考えでございます。

○白眞勲君 今、徹底した調査を求めていく考えでありますと言いますが、中小企業庁さん自体が問題だということなんですよ。

今、まさに政務官おっしゃいました、曖昧なところはきちんと対処してまいりますと今おっしゃいました。ということは、中小企業庁に対してもう一回この辺の資料をきちっと探させるということよろしゅうございますか。

○大臣政務官(大串正樹君) そのように指示したいと思えます。

○白眞勲君 アンケート調査の結果を拝見しますと、商工中金の皆さんの並々ならぬ危機意識というのはやっぱり私感じられるんですね。非常に愛社精神もあるし、どうあるべきかというのを率直に書かれているなどというふうに思いました。資料の六や七をちょっと見ていただきたいと思います。資料の六や七をちょっと見ていただきたいと思います。

安達社長は、当面、危機対応業務について、業績評価の対象から外したということによしとしても、私はいわゆるそれだけでは済まないと思えます。社長として、今後の商工中金はどうあるべきだというふうにお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

何よりもまず、危機対応業務についての信頼回復をすることがまず第一だと思っております。

その上でございますが、中小企業による中小企業のための金融機関として、セーフティーネット機能の発揮を万全に期すとともに、地域を支える中小企業組合と中小企業に対し、成長や再生ステージなどに応じた資金供給や海外展開支援、事業継支援、ビジネスマッチングなど、商工中金のネットワーク機能やソリューション機能を最大限に生かし、中小企業の皆様の持続的成長を御支援し、地域活性化に貢献してまいりたいと職員一同考えてございます。

同考えてございます。

そのためにも、危機対応業務の指定金融機関としての信頼を損ねてしまったことにつき大いに反省し、信頼の回復に努めていく必要があると認識しております。

私としては、まずは徹底的に問題を洗い出し、全容を解明した上で、その結果を踏まえた上でガバナンスの抜本的な強化等の再発防止策の策定及び実行の先頭に立ち、商工中金の組織の立て直しに尽力することで責任を果たしてまいりたいというふうにお考えでございます。

○白眞勲君 本日にそうしてもらいたいですけれども、資料の八には、ある経営幹部の認識というところで、全く今回の件について、まあ言っちゃ悪いけど人ごとみたいな書き方をしている人もいます。これは、会社というものはいい人な人いるからこういう人もいるだろうなとは思っていただきたいなというふうに思っています。

特に、資料九には、因果関係要件の認定の問題について書いてあります。この病院の例なんかは、本当に、いわゆる世界経済、円高だから、労働者が伸びなくなるから医療収入も伸び悩むという、何か風が吹けばおけ屋がもうかる式の因果関係要件が通用していたとか、こういったものもある。あるいは、一つの考え方として、資料十の熊本の例のように、支店に目標を割り当てるのではなくて、ある程度危機対応業務は本店を一括してチェックしていかないと、熊本の案件を各全国の支店に周知するというのはナンセンスだと感じているという人もいますね。もちろん、その取引先がどっかの県にいて熊本のその会社がやら

こういったものというのはいはり本社の方である程度やっぱりしっかりしていけば、昔はそういうふうにとやっていたみたいですよ。ですから、そういうことも含めてやりたいと思います。

時間が余りなくなってきましたが、安達社長にちょっとお聞きしたいんですが、やっぱり私、この商工中金、非常に重要な、びかっと光る中小企業には素晴らしい世界に誇れるような技術を持つている会社もあるわけですよ。そこをしっかりとつとめと伸ばしていただくために頑張ってもらいたいなというふうに思っています。ここを全部出し切って、新しい商工中金に生まれ変わらせるために努力をしてもらいたいというふうに私も切に希望しているんですが、その辺の意気込みについてお聞きしたいと思います。

○参考人(安達健祐君) 私としては、繰り返しになりますが、まずは徹底的に問題点を洗い出すことが重要だというふうに思っております。そして、全容を解明した上で、問題の所在と根本原因をきっちり踏まえて再発防止を図っていく、商工中金の危機対応業務の信頼を回復させることが私の責任だと強く思っております。先頭に立って邁進させていただきたいと思っております。

○白眞勲君 もちろん危機対応業務だけじゃなくて、商工中金全体の在り方についてももっと前向きにやってもらいたいなと私は思っています。けれども、財務大臣に最後にお聞きしたいと思いますが、こういうふうには社長も頑張るぞという、もうちょっと積極的に頑張るぞと云ってくださった方が私はいいなと思うんですけれども、是非政府としても協力を惜しまない姿勢で臨んでもらいたいと思っております。その辺りについていかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) こういう商工中金における危機対応業務の必要性というものは、我々のように、経済というものが非常に上がり下がり、また元気のいいとき悪いとき、いろいろ世界経済に影響を受けるような時代になっておりますの

で、危機対応業務というものはきちんと持つておく必要があるというように認識しておりますので、そこらのところの問題を民間企業が完全にそれをカバーできるという状況にはありませんので、商工中金等々政府系金融機関が頑張らにやいかぬという大事なところだと思いますので、そういうときに当たってこういうことが起きるというのは、甚だ、元々の発想の取り間違いからこういうスタートになっていると思いますので、そここのところをきちんと直していく。

金融庁として、処分庁と言われるようなところにはなりたくないの、育成庁と思つたんですけど、なかなか育成庁にさせてもらえないような事態が起きているというところが問題なので、私はそう思っています。

○白眞勲君 ありがとうございます。

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士です。

私からも、白委員に続きまして、商工中金の問題について御質問させていただきます。限られた時間でございまして、ほとんど参ります。まず、今朝の日経新聞に出ております、先ほどもお話が出ました商工中金を検査へ。資料の五の一、それと資料の五の二、今配付させていただいておりますが、そこにその記事を書いてあります。この金融庁が商工中金を検査へということなんですから、まず安達社長にお伺いいたします。

この今朝の日経新聞の記事、金融庁の調査について、キーワードとしては利益相反の問題もあると、これ資料の五の一に書いてあります。それから、資料の五の二、これは前社長になります、杉山社長が元経済産業事務次官だったことと無縁ではないと書かれてありますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。国費が投入されている危機対応業務において不正行為を発生させて信頼を大きく損ねてしまった

ことは、まず深く反省してございます。

その上で、今回の不正行為の原因でございませけれども、それは、経営陣に不正行為に対するリスク認識が甘かったことに起因して、危機対応業務の要件確認を営業担当者によって率制が不十分だったこと、それから、危機等に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んだ配分をしたことによって、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分徹底できず、本部から現場に多大なプレッシャーを与えてしまったことが原因だというふうに第三者委員会の報告では言われてございます。

○古賀之士君 済みません、私の質問の内容は、今お配りをした資料の五の一の、そして五の二の日経新聞の今朝の記事についてお伺いしております。利益相反の問題、そして、前の社長になりますが、杉山社長が元経済産業事務次官だったことと無縁でない、これについてどうお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) いろいろ御指摘があることは承知してございますけれども、国と商工中金の関係は、法令に基づき定期的に報告を行っておりますし、また主務省による立入検査など適切な監督を受けてございます。さらに、株主総会、経営諮問委員会、業務運営委員会などにおいて民間の中小企業者等からチェックも受けているというところでございます。

○古賀之士君 株主総会でどうかその辺についてはまた後ほど伺いをいたしますが、安達社長は、それこそ当時、通産省の入省後は、一番最初に配属されたのはどちらの部局でございましたか。

○参考人(安達健祐君) 私、旧通商産業省に入省したときには、中小企業庁の金融課に配属されました。

○古賀之士君 そして今、社長として、現在は商工中金の社長として様々な問題に直面されているらっしゃると思いますが、今、社長に就任される

ときにどのような思いで就任されましたか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。中小企業対策において中小金融政策は非常に重要であり、その一端を担えることに大変喜びを感じ、誠心誠意仕事をしたいというふうに思いました。

○古賀之士君 それでは、そのお言葉をいただいた後にある程度質問をさせていただきますが、資料の一、御覧いただきたいと思っております。

ここには池袋の事案について書かれております。四角で囲った部分の、まず(4)、ここには取締役会への報告、それから(5)、経営会議、これにもいずれも報告していない。それから(6)、コンプライアンスの会議にも具体的な報告がなかったと。これは、先ほどからも非常に評価が高い第三者機関での報告書の中から書き出しているものでございませけれども、なぜ取締役会への報告、経営会議への報告がなかったのか。そして、コンプライアンス会議への報告が、具体的な報告がなかったのは、これ、なぜなんでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。当時、池袋事案は平成二十六年十二月に起きたわけですが、代表取締役が一報が行われ、監査部による特別調査を行うことになりました。調査の結果、職員による改ざんではなく、顧客からのヒアリングに基づき職員が自ら作成した資料であることや、全ての案件において制度の要件の充足を確認し、不祥事案ではないとされまして、不祥事案ではない場合には、当時の規則では、取締役会では報告されておらず、監査役会では議長である常勤監査役から社外監査役に報告されてございます。

今回の事案につきましては、不祥事案として認定したこと、平成二十八年十一月、発覚したその段階で、十一月の取締役会で最初の報告を行い、以後は継続的に報告されてございます。

○古賀之士君 当時の規則では、今は変わっているという認識を今持ちました。

と同時に、更に(3)、上になります、社外取締役への報告、これお二方いらっしゃいます、報告されていないと書いてございます。これ、なぜ社外取締役にも御報告をされなかったんでしょうか。

と申しますのも、先ほどから中小企業のためにこれからも力を尽くしていかなければというふうに安達社長のコメントもございましたけれども、社外取締役として、それこそ中小企業も数多く所属をしております日本商工会議所の前の会頭、岡村正さんがこの社外取締役にいらつしやいます、まさに社外取締役としてきちっと報告をし、また御相談をするのには一番適切な部分もあるのかという意図からの御質問でございませ。いかがでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。今回の事案につきましては、十月二十五日に本事案が発生し、十一月の取締役会で報告してございますが、その段階で社外取締役にきちっと御報告させていただいているということでございます。

○古賀之士君 では、財務省にお伺いをいたします。この池袋の事案発覚時に、政策金融公庫に報告がありましたでしょうか。また、財務省にもこの報告は伝わっていたんでしょうか。

○政府参考人(太田充君) 御指摘の池袋支店における事案につきましては、商工中金から日本政策金融公庫に対する報告はなかったというふうに聞いてございます。

また、財務省に対する報告につきましても、財務省内での確認、さらには商工中金から当時の対応に係るヒアリングを通じた確認を行いましたけれども、商工中金から財務省に対して報告を受けたという事実はございませんでした。

○古賀之士君 更に安達社長に伺いますが、これ、中小企業庁に報告したのに、政策金融公庫、財務省に報告しなかったのは、これ、なぜなので

しょうか。それから、金融庁にも伝わっていないということですが、これについてどのようなようにお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

法令上、不祥事案が発生した場合には主務省庁に届出をすると、一か月以内に届出をするという決まりになってございます。

中小企業庁に対しては、不正事案になるかもしれないので第一報を行ったというふうに聞いてございます。

○古賀之土君 ただ、一か月後とか一か月以内とかいろいろなお話はありますけれども、その間にも現場の皆さんたちは融資に対しての業務を引き続き続けているという状況になっているわけではございませんか。

それで、次の資料の二、資料の三、こちらを御覧いただきたくんですけれども、この池袋の事案の対応を本当に不備として片付けるわけにはいかないのではないかと考えております。例えば、これを過去のものととして、あるいは一か月後、待てばいいんだ、待つて、その法令上、規則上、それでいいんだというお話もありましたけれども、第三者委員会は、去年の、設置されたのは十二月の十二日でございます。

資料の二、資料の三を見ていただきますと、これ、その後に関わった経営諮問委員会、それから一月の三十一日に開かれております業務運営委員会、これ議事の要旨、資料としてあるんですけれども、本件が議題となっております。今年一月に発行されました中間ディスクロージャー誌にも本件の記載がございます。

どうして議題にないんでしょうか、記載にないんでしょうか。これは、新しく体制になったから、それこそまさに過去のものではなく現時点で直面している大きな大きな問題だと私は考えておりますが、この時点にどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

本事案が発生いたしましたして、たしか十一月、ちよつと今手元ないんですけれども、十一月に一度記者発表をいたしましたして、更にその調査を深めて、十一月の二十二日でございます、鹿児島支店でこういった事案が発生したこと、更に調査を進めるといふことを十一月二十二日にプレス発表いたしましたして、十二月二十日に第三者委員会の設置を発表しまして、そして一月の六日にその段階での調査結果を発表してございます。ということ、この鹿児島支店の件につきましては、その都度、分かったことを記者発表等をさせていただいております。

それで、御質問の経営諮問委員会の議事録とかに載っていないことについては、そこではこちらからそういう発表をしているということは御説明してございますけど、議事録は、これは委員からの主な発言を書かせていただいておりますので、この議事録には載っていないということでございます。そのように理解してございます。

○古賀之土君 安達社長、その主な発言の中でも重要なこれ発言だと、もし発言していられしやるのであればですね、それが記載されていない。しかも、一回ではなくて二回、あるいはディスクロージャー誌にも書いていない。その都度プレスリリースが発行されているんだたらなおさらのことやはり報告すべき事案だと思えますし、それから、先ほどからおっしゃっているように、内部での様々な皆様方の御意見を伺う機会をこれからもしつかりやられるというお話でございましたけれども、やはり経営の幹部の皆様方がきちっとこういったことを社内での、行内での統一としてオープンにしていかなければどうやって内部の皆さんたちがしっかりと意見を言える環境にあると言えるんでしょうか。それはやはり、まずは率先して、御自身が自らとおっしゃっていただければ、それをやられることによつて、ああ、現場サイドもきちっと本音ベースで様々な意見をポストインしたり意見を具申したりすること

とができるのではないだろうか。現時点でも残念ながら、これをしっかりと真摯に受け止めているというふうな、それこそ空気感というのが見えてこないというのは私だけなんですか。安達社長、済みません、お答えいただけないでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

今後、ガバナンスの強化を抜本的に図っていくべきでないかと思っております。ガバナンスの強化のために必要なことはいろいろあると思いますが、まずは社外取締役とか監査役とかそういう方々によく監督していただくことが重要だと思っております。その監督をしていただくためには、事態の当初から、こういう事案が起きた端緒からよく見ていただくことが重要だと思っております。

それから、別途、経営諮問委員とか業務委員とか設けてございますけれども、こういった外部の方にもまた、今回反省でございまして、よく議論していただくことが重要だということも思っております。経営諮問委員会は今度六月六日に開催いたします。本事案について議論していただくというふうな思っております。

○古賀之土君 もう第三者委員会は既に報告を一回目出してありますし、それからするとスピード感がやや欠けるのではないかと印象は否めなおります。

更にお伺いをいたしますと、資料の四、コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針というのを、これ経産省さんが今年の三月に出しております。今回はそれ以前の問題とも思える部分はあるんですが、これについては安達社長はどんなふうにお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

今御指摘のコーポレートガバナンスシステムの実務指針の観点から、今回いただきました第三者委員会の御指摘を整理すると以下のとおりになると考えてございます。

一つは、危機対応融資におけるリスク事象は何度か現れていたにもかかわらず、取締役会の場にこうしたリスク事象が伝えられ、ガバナンスの観点から分析、検討がなされる機会がなかったとの指摘でございます。

次に、平成二十六年十二月から平成二十七年一月にかけて行われた池袋支店での不正事案に対する監査部による特別調査については隠蔽が行われており、ガバナンス機能については問題があったと指摘されてございます。

さらに、池袋支店の不正事案においては、第一報から経過、対応結果のいずれについても取締役会、社外取締役に報告されていないことを問題であると指摘されてございます。

こうした指摘を真摯に受け止め、まずは四月に、今回の事案を含め、コンプライアンス、内部監査に係る取締役会の関与強化を目的に、コンプライアンス会議、内部監査会議を取締役会直下の社長を議長とする経営会議にいたしましたところでございます。

第三者委員会からは当金庫幹部の同質性が問題とされており、こうした指摘やコーポレートガバナンス実務の実務指針も参考にガバナンス強化を図る必要があると考えてございます。さらに、今後ガバナンス強化を図ることが必要であるというふうな考えてございます。

○古賀之土君 では、次の株主総会はいつでございますか。そして、本件に関しましての議題は含まれているでしょうか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

今回の株主総会は平成二十九年六月二十二日に開催する予定でございます。議題については現時点では確定してございませんが、本事案についてはきちっと株主に御説明させていただきたいというふうな思っております。

○古賀之土君 なぜ本議案がまだ決定していないんでしょうか。

○参考人(安達健祐君) 通常、株主総会の議題は

利益処分と取締役、監査役等の人事でございます。それが承認事項でございます。本件についてはきちっと報告事項として報告させていただきたいというふうに思っております。

○古賀之土君 その認識でよろしいんですか。それこそ民間の金融機関で同様の様々な事案を見ていると、同じような対応と思えない部分もございまして、本当にそれでいいんですか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

報告事項できちっと報告をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○古賀之土君 では、その第三者委員会の報告につきましても、期間、こういったものが御提示されていらいしやるのか、ある程度時間を区切って次の報告を出される御予定があるのか、そして、昨日も財務大臣、副大臣も申し述べましたけれども、経営幹部の皆様方にとっては単なる減給処分では終わらないというふうなコメントをしていらつしやいます。それについてどうお考えでしょうか。

○参考人(安達健祐君) 済みません、最初の質問は何でございましょうか。申し訳ございません、ちよつと聞き漏らしまして、済みません。

○委員長(藤川政人君) 古賀委員、もう一度お願いします。

○古賀之土君 時間がございませんで最後の質問になります。第三者委員会の次の報告のめど、これをきちつと限定すべきだと思います。それでございます。

そして、後半はお分かりですね。

○委員長(藤川政人君) 安達社長、簡潔に。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

第三者委員会の調査はこれで終了してございまして、今後は、主務省の業務改善命令に基づき私どもが徹底調査をするということとございまして、六月九日までに業務改善計画でその調査の作業工程を明らかにすることにしてございまして。次に、私の責任問題でございすけれども、十

月に鹿児島支店において不祥事案が判明しました。直ちに特別調査を命じて、その過程で他の支店への広がりが見られるなど事態の深刻さを認識し、調査の客観性、中立性、専門性を確保して説明責任をしっかりと果たしていくことが重要ということで第三者委員会を設置いたしました。そして、四月二十五日に報告をいただきました。五月九日に主務省から業務改善命令を受けております。非常に重く受け止めております。

今後、調査未実施の全件調査を継続して、問題の所在と根本原因を特定して、全容を解明した上でガバナンスの抜本的強化を含めた再発防止策の策定とか役職員の責任の明確化等必要な対応に先頭を立つてしっかりと全力で取り組み、商工中金の危機対応業務に対する信頼の回復に尽力することとが私の責任だというふうに思っております。

○古賀之土君 時間がございませんで、先ほど、ある程度、本当に自分の中でも厳しいなと自分自身が思いながら御指摘をさせていただきました。

といひますのも、やはり社長御自身がリーダーシップを取っていただいて、本当に商工中金をきちつと生まれ変わらせるんだ、信頼を回復するんだと、御自身が、あるいは経営幹部の皆様方が率先してスピード感を持ってやられること、これが本当に大事だと思っているからです。だからこそ、皆様たちが、風通しの良い組織の中で様々な問題点を、これから二度とこういうことが起きないような、そういう風土ができてくるんだと思っております。だからこそ、第三者委員会、このまま終わってしまったらいいんどうかというやっぱり不安もありますし、ほかの現場の皆さんたちが本当にまだまだ人ごに思っている部分もございまして、どうか社長自らがきちつとしたリーダーシップを発揮されると同時に、それについての御責任についてもしっかりと御自身の中で明言をされることを期待をして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○大塚耕平君 民進党の大家でございます。

ただいまは白委員と古賀委員からいろいろ質問がありました。この問題、これから金融庁、検査に入るということとすし、この後のフォローアップも含めて、秋にも臨時国会があれば臨時国会にも尾を引く事案だというふうに認識をしております。

今日聞いていて改めて思いましたけれども、大臣、この問題は大きく三つの課題があるということとを今から申し述べますので、是非、お含みおきいただきたいと思います。

一点目は、そもそも商中の立て直しが可能かどうか、これが第一点であります。

二点目は、これは戦後、各役所ごとに天下り先として金融機関を持ったことのその系譜の中で起きたことです。だから、金融庁の検査で今回対応すると、先ほど新聞記事の御紹介もありました。が、経産省とは利益相反の関係にもあり、なかなか経産省が今回の事案を処理するのは難しいという御判断、政府としてこれは適切だと思いが、やはり各役所が個別に天下り先の金融機関を持った、そして今、日本政策金融公庫も結局その中に個別に生き残っているわけですね、事実上。商工中金は御承知のとおり経産省と関係が深いと。本当にこういうことで政府系の金融機関ないしはその系譜を引く金融機関が金融機関としてきちつとした経営ができるかどうか、これが二点目の論点だと思います。

三点目は、これ民間金融機関は今回のこのてん末を固唾をのんで見詰めていますので、商工中金に対して経産省に気を遣う余り論理的ではない金融監督当局としての対応に取れんしていくと、これ今後の金融行政や民間金融機関の緊張感に多大なる影響を与えるというふうに思っています。

この三つの観点から今後もしっかりフォローさせていただきます。というふうに思いますが、そういう中で、やっぱりこれ、経産省との関係をいろいろたしていく必要があるというふうに思ったのは、先

ほど参考人でおいでになつていた中小企業庁の部長それから安達社長も同じ答弁をされた部分があつて、つまり、池袋事案が起きたときに、これは職員の私文書の改ざんではなくて職員自身が作成した資料であるので私文書偽造には当たらないという文脈で部長も社長もお話になったんですね。これ推測にすぎませんけれども、池袋事案が起きたときにそういう方向で処理することとどうだろうかといつて所管官庁である経産省と何となく暗黙の了解ができていたんではないかというふうに聞かれました、私には。こういうところが問題なんです。

今日、法務省に急遽来ていただいて恐縮ですが、職員が独自に、つまり虚偽であるということとを理解しながら審査書類、稟議書類を作るということは、これは私文書偽造に当たらないという理解でいいんですか。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

犯罪の成否は捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、その点についてはお答えは差し控えてさせていただきます。

なお、あくまで一般論として申し上げますれば、私文書偽造、いわゆる刑法百五十九条一項あるいは三項の罪は、行使の目的で、他人の印章や署名を使用して権利、義務、事実証明に関する文書等を偽造した場合等に成立するものと承知をしております。そして、ここで偽造と申しますのは、いわゆる有形偽造、つまり文書の作成名義を偽って文書を作成した行為を処罰対象としておりまして、作成権限を有する者が虚偽の内容の文書を作成した場合には適用されないものと承知をしております。

○大塚耕平君 今回の調査報告書、これは確かに安達社長の下でよく調査された報告書、しかも十分に公開されたという点は評価申し上げたいと思っておりますが、この報告書の九十四ページには、池袋

事案のときに私文書偽造罪の成立を否定するために行爲者に対して誘導質問をしたというふうを書いてあるんですね。私文書偽造に当たらないように行内での処理をしようとしたと書いてあるんです。先ほどの吾郷部長の経産省、中小企業庁としての答弁も聞くと、やっぱりそういう方向で何となく処理しようという暗黙の了解があったんではないかなというふうに現時点では思料します。そのように私は思料しますが、事実関係は今後明らかにしていただきたいと思います。

私文書偽造の時効は何年ですか。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

私文書偽造罪の公訴時効期間についてお尋ねだと存じますが、私文書偽造罪には二種類ございます。刑法百五十九条一項に規定される私文書偽造、いわゆる有印私文書偽造と言われるものの場合、公訴時効期間は五年でございます。刑法百五十九条三項に規定される私文書偽造の場合、公訴時効期間は三年でございます。

○大塚耕平君 池袋事案はまだ時効に至っていないという時間軸の範囲内だと思ひますので、行爲者のみならず、そういうことを経営陣としてもし理解していたとしたらこれは幫助でありますし、私文書偽造の定義についてもこれはきっちり今回議論しないと、民間金融機関で同じようなことが起きて何の処罰もできないことにもなりますし、金融庁も監督できないことになつてしまいます。この推移も見極めていきたいと思ひます。

最後に、安達社長にちよつと厳しい耳触りの良くないことを申し上げるかもしれませんが、これはきつちつこの事後処理をするまで対処はしていただきたいと思いますけれども、これ、商工中金立て直すためには、次も経産省からの社長を迎えては駄目だと思います。私は、後輩の皆さんには恨まれるかもしれませんが、ここは、次は民間金融機関か、あるいは法曹界の出身者か、あるいは組織を立て直すために経産省とは関係のな

い経営陣を、その布陣を以て対処するという、そういう道筋を引かれるところまで社長としておやりになった方がよいと思ひます。

最後にこのことについて所見を求めて、質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(安達健祐君) 商工中金の役員人事は、商工中金に社外取締役と中小企業経営者から成る人事委員会を設置して、そこで諮問がなされて、中小企業過半が占める株主総会で承認されていくというプロセスになってございます。今後の人事もそういったプロセスで進んでいくものと理解してございます。

○大塚耕平君 終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

今回の商工中金のこの事案、端的に私申し上げて、今回のこの事案、民間の金融機関であれば、恐らくこれ業務改善じゃなくて、業務停止の話だと私は思っています。それぐらいのレベルの話。危機対応融資といういざというときの大事な金融セーフティーネット、これがある意味悪用しているという悪質性、それから、コンプライアンスという内部統制の要である部署が不正の是正に働くんではなくて、むしろその隠蔽を主導したという組織の機能不全の深刻さ、さらには、不正の一部を把握をして早い段階で手を打つことが、チャンスがあつたにもかかわらず何もなさなかつたという経営陣の不作爲、さらに、私、極め付けだと思つてゐるのが、銀行の現場で取引先企業の財務とかあるいは業績を書き換えて融資につなげるというのはいささかあり得ない話でありまして、ある意味それを許してしまう職業倫理の崩壊、これ一つ一つ取つてみても、この後本場に金融機関として立て直せるのかという話だと私は思つております。

先ほどから、何かある意味頑張りというエールみたいな声も聞こえるわけですが、私、とてもじゃないですけども、これ六月の九日ですか、業務改善計画をまずは待つことになると思つておりますけれども、そもそも組織を抜本的に立て直す、全く新しい組織につくり替へるぐらいの内容でなかつたらやる意味がないということはずし申し上げておきたいと思ひます。

本日のところは、時間の制約もありますので、再発防止の観点から幾つかの点について質問させていただきますと思ひます。

まず、第三者委員会における報告書を私も読ませていただきました。端的にお伺いします。この過大なノルマ、いわゆる営業目標が要因で今回の不正融資が起きたんじゃないかということが指摘をされていますが、これ、不正融資の原因について、現時点で経営者としてどのようなお考えにあるのか、お伺いしたいと思います。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

危機対応業務の実施に必要な予算及びその事業規模につきましては、主として、その時々の経済金融情勢等を反映した経済対策に従つて、業況が悪化している中小企業・小規模企業者の資金繰りに万全を期す観点から必要な措置が講じられているものと認識してございます。

当金庫といたしましては、危機対応業務によりセーフティーネット機能を円滑に發揮すべく、制度の普及、適正な推進並びに予算管理の観点から計画値を設定してまいりましたが、それを業績評価項目に組み込んでいたため、本部から現場に過度なプレッシャーを与えてしまったことを深く反省してございます。

既に当座の再発防止策として危機対応業務を業績評価の枠組みから除外しておりますが、調査を継続して全容を解明した上で、抜本的な再発防止等の策定等、必要な対策、対応にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○平木大作君 もう何度も聞かれています点なんですけれども、私、この点は非常に大事なポイントだと思つていて、人事とか業績評価あるいは報酬というのは、従業員にとって極めて分かりやすい経営陣からのメッセージなんです。

経営者の皆さんというのは、当然、多くの従業員に対して一人一人、あなたは何をやれとかこれをやれとか、ふだんどういう仕事ぶりかと、見て歩くわけにいかないわけでありまして、例えば大きな会合、場で、朝礼の場で全員にメッセージを発するようなことはあつても、一人一人にどうしろというとはなかなか言えない。

この中で、従業員は、じゃ、経営陣のメッセージって何かというと、一番分かりやすいのが、どうやって自分が業績を評価されているのかというポイントなわけです。そこに組み込まれていたと社長の立場から客観的な事実として今言うしかないかもしれないんですけども、じゃ、もうちよつとお伺いすると、不正の一因とされるこの危機対応融資のノルマ、これ具体的に営業予算とか人事評定の中にどのような形で組み込まれていたのか。

ちよつと分かりやすい事例を使つてお話しただきたいんですけども、例えば、同じランクの営業の担当者がノルマを、例えば〇%の達成、全く達成していない、五〇%の人、一〇〇%の人、これ一体、例えばボーナスですとかあるいは評価でどのような差が出てくるのか、こういった点もちよつと触れながら御紹介いただきたいと思います。

○参考人(安達健祐君) お答えいたします。

商工中金では、昨年十二月までございましたけれども、制度の普及、周知並びに予算管理の観点から、危機対応業務の計画値についても営業店ごとに設定し、これを営業店業績評価項目の一つと組み込んでございます。

各営業担当者の賞与は、営業店の業績評価と各営業担当者の目標達成状況を参考にして行う賞与考課によつて決定してございます。したがいまして、危機対応融資の実績は、数ある評価項目の一つとして営業店の業績評価を通じて、また複数、まあ大半は五つ以上でございますけれども、複数ある営業担当者の目標の一つとした場合に間接的

に賞与へ一部影響してございます。

危機対応融資の実績のみでもちろん賞与が決定されるものではございません。仮に危機対応融資を一〇〇％達成した担当者として〇％であった担当者がいた場合、その結果のみで賞与金額に大きな差が出ることはないというところでございますが、ちょっと私が聞いたところ、五％から一〇％は出てくるかもしれないという人事担当者の話でございました。

○平木大作君 先ほど申し上げました、銀行マンとして、取引先企業のそもそも、例えば売上げ情報とか利益の情報、要するに財務諸表の中でトップラインとボトムラインという一番大事な二つの数字書き換えてまで何でノルマを達成しなきゃいけないんだというところにやっぱり行き着くと思うんですね。

端的に、五％から一〇％、これを大きいと見ると小さいと見るかっていろいろあるかと思えますけれども、やっぱりそれだけじゃないだろうと思っております。これがどれだけ、やはりこれ経営者として、経営陣としてきちっと、どう働いてほしい、どういう業績を達成してほしい、どういう目標に向かって働いていただきたいのかという、ここが伝わる、従業員の皆さんに伝わる形でのやっぱり人事の評価の仕方ということとをこれからつくっていただかないと、これももう立て直しようがやっぱりないということに改めて指摘させていただきたい。

そして、この第三者委員会における調査報告書、私、よく調べているなと思いましたがけれども、同時に掘り下げが足りないなということもちょっと読みながら感じました。私自身も自分の在籍した銀行が処分を受けたことがあって、一年半にわたってコンプライアンスからいろいろ不正のいわゆる事案、調査したことあるんですけども、例えばこんなことが調査報告書、今回の、書いてあるんですね。

問題があった支店の従業員のコメントとしてこ

んなのがあります。試算表の改ざんは銀行員としてあり得ないこと、この人たちは頭がおかしいのではないかと思つた。私も本当にそのとおりだと思ひました。もし仮にこの業績を達成して自分のボーナスが五％、一〇％増えるがために、ある意味、これ後で分かったらもう銀行マンとしてのキャリアが全部なくなるわけです。ほかの銀行に行つたつてどこも雇ってもらえるところはないという、それぐらい深刻なことをそれだけやつてしまつて、おかしいんじゃないかと普通思うわけですが、けれども、この報告書、続きがありまして、こういうコメントを残していて、不正に強い抵抗感を示していた職員が上司である課長からのプレッシャーもあつて不正に手を染めるようになってしまつていったんだと。そして、それは何でかという、組織の一員として働く上で、一個人の矜持によつて不正へのハードルが低い環境にあらうことが必ずしも容易でない環境だったからだみたいな書き方をしている。でもね、これちょっと違うと思うんです。不正へのハードルが低いといつたつて、銀行員としてやつぱりやつちやいけな一線を完全に越えているんです。

そして、じゃ、これ何という言葉で報告書の中ではまとめていくかという、営業〇〇課の特殊性という言葉なんですね。私、調査報告書の中に、部下がもし特殊性という言葉で原因はこれですと持つてきたら、突き返します。確かに、いろいろここで書かれてある課長のプレッシャーの掛け方とかその一つ一つを見ると、これは人間の問題なのかなとか人物の問題なのかなと思ひたくなるところもあるんですけど、それを調査報告書でやつちやうと意味がないわけです。

つまり、組織的な行為としてやつぱり行われてしまつた以上、そこをもう一歩掘り下げて調査していただかないと打ち手が見付からないわけですね。あの人、特殊だから処分しろで終わつてしまふ可能性があるわけでありまして、ここを是非ともこれからの調査の中できちっと明らかにしてい

ただきたいというふうに思っております。最終的に、ちょっとこれは異常じゃないかとかこうかつじゃないかと書かれてある例えはこの課長のプレッシャーの掛け方も、じゃ、何で課長はそんなことやつたのかといつたら、元をたせば、例えばその課長の人事評価が営業ノルマの達成によつてこれだけ左右されたとかということがやつぱり後ろにあるはずなんです。そこを改めてきちつと調べていただきたいということをお願いしたいと思います。

ここでもう一度社長にお伺いしたいんですけれども、商工中金の使命、これ公表されているものがあるのは分かっているんですけれども、分かりますか、この御説明いただいたと同時に、じゃ、この商工中金の使命って、当然これ従業員の方にも経営陣の方にもまさにそこに向かつて働いていただかなきゃいけないわけでありましてけれども、経営陣の皆さんあるいは一般行員の皆さんのいわゆる業績評価とか人事評価の中に具体的にどういう形で結び付けられているのか、御紹介いただきたいと思います。

○参考人(安達健祐君) 商工中金の使命は、中小企業による中小企業のための金融機関として、セーフティネット機能の発揮など、金融の円滑化や成長と再生支援への取組により中小企業の皆様の持続的成長を御支援し、また地域活性化に貢献することです。

職員の人事評価には年二回の賞与を決める賞与考課と昇格、昇給を判断する年次考課がございますが、賞与考課においては、危機対応業務の実績は複数ある目標の一つとして間接的に賞与へ一部影響してございます。年次考課につきましては、営業課長や営業担当者につきまして、商工中金の使命を実現する上での幅広い職務遂行能力、いわゆるコンピテンシーの発揮度合いを総合的に判断して行つてございます。経営陣の人事評価は、商工中金の使命を前提に、組織貢献度と担当部門の業績で決定されてございます。

○平木大作君 今御説明の中にもありました、この中小企業の持続的な成長にどういう形で貢献できたかということがやつぱり一番問われるべき話でありまして、これ、例えば業績という言葉一つ取つてみても、単年度の業績なのか、いやいや、持続的な成長なんだから複数年度できちつとやつぱり見ていくべきなのかとか、様々な議論あるかというふうに思っております。これは民間の金融機関においてもなかなか難しいテーマでありますけれども、是非ともこういったいわゆる業績の評価、人事評価、こういったところも一つ一つもう一回見直して、商工中金って何のためにつくつたのかというところ、原点に立ち返つて調査やあるいはこれからの立て直しに取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

ここで、ちょっと質問の順番を変えて、今日は政策投資銀行の方からも柳社長にお越しいただいておりますので、これ、政策投資銀行、指定金融機関として同様の危機対応融資取り扱われております。確認のために伺いたいんですが、政投銀においては、この営業予算とか人事評価の中で危機対応融資の実績、どのように組み込まれているのか。また、政投銀で同様の不正事案、存在確認されていないんでしょうか。

○参考人(柳正憲君) お答えします。当行は、平成二十年度から危機対応融資業務を開始しております。主にリーマン・ショック後の金融危機、これは三兆三千億程度、及び東日本震災対応二兆七千億に注力をしてきておりまして、重要な業務だと認識しております。当行では、危機対応業務の量的な業績目標は営業部、営業部と支店でございますが、課しております。したがって、部店評価や人事評価にも量的な項目は一切組み込んでございません。

なお、一般論として申しますと、当行においてむしろ重視しておるのは案件の質でありまして、例えば災害向けの融資においては、災害後の地域の町づくりにとれぐらい貢献できたか、計画作

り、あるいは地方銀行さんとの協働ファンド設立のノウハウを提供する等々、地域の関係者のお役に立つことを意識しながら業務に取り組んでおりまして、評価にもそこを主に反映をさせております。

それから、二つ目の御質問ですが、危機対応業務開始以来、当行は貸付決定に際して適正な手続を担保するためにダブルチェックを行っておりまして、一つは営業部店での審査、もう一つは、本店で制度を担当している担当の部がございまして、そちらで要件の適合性を確認をしております。

加えて、今般、問題が出た後、平成二十八年十二月から二十九年一月にかけて全案件を行内調査を行いまして、改ざん等の不正によって要件適合性を偽っていた案件は一切ないことを確認しております。

以上です。

○平木大作君 政投銀については確認のために今質問させていただいたわけでありすけれども、改めて、やはり公的金融機関の使命とは何なのか、そして、そこで働いている皆さんに誇りを持って働いていただける、決してこの不正に手を染めるようなものを促すような、そんな働き方をさせてはいけないという原点に立ち返って、これは政投銀あるいは商工中金、組織は違いますがけれども、お互いに、ある意味切磋琢磨して言うところと違いかもしれませんが、これ、これからも取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思っております。

ちょっと時間がなくなってきました。もう一度本題に戻りたいと思うんですが、やはり私、もう一つ、もう一重にショックを受けておりますのが、このコンプライアンスの機能不全という点でありまして、二〇一四年、池袋支店における不正行為の一部というのが実際に当時経営陣に一回レポートされているわけでありすけれども、ここで本来は牽制機能を果たすべきであったコンプライアンス統括室あるいは監査部、これがどちらか

という事件の消しに動いたと取られても仕方ないような動きをしているわけでありす。

当時、内規違反という形で結局これ一旦結論付けているわけですが、これ具体的にどんな内規に抵触するとまず判断されたのか、当事者はどのような処分を受けたのかお伺いするとともに、社内コンプライアンスが機能不全に陥った理由についても改めてお伺いしたいと思います。

○参考人(安達健祐君) お答えを申し上げます。平成二十六年十二月、池袋支店において、危機対応業務の要件確認資料について、顧客から受領した資料の改ざんが疑われる事案が多数発覚いたしました。今般の第三者委員会の調査によりまして、当時のコンプライアンス統括室や監査部などの管理部門が内部調査を行う際に答えを誘導するペーパーを作成し使用していたことが判明いたしました。

お尋ねの内規でございますけれども、当時の内規では危機対応要件充足を確認するために使用した決算書等のエビデンスの添付が必要と内規でされていたにもかかわらず、顧客へのヒアリングで要件認定したものが内規に反すると判断されました。行為者につきましては人事部長名の嚴重注意を、上司等関係者については部長名での口頭注意の処分が下されてございます。

また、御質問いただきましたコンプライアンス機能不全の原因でございますが、第三者委員会での報告書では、組織の指揮命令系統に沿った指示である組織的隠蔽とは認められないが、明確な形での決断や指揮命令のないまま、場の雰囲気や何となく行われる集団的な隠蔽行為であるとの指摘を受けてございます。

かかる指摘につきましては、当金庫としては、本事業は深刻な問題であると重く受け止めておりまして、今後、調査を継続して全容を解明した上で、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえまして、コンプライアンスが機能不全に陥らないよう、再発防止の策定やガバナンスの抜本

的な強化を含めた必要な対応にしっかりと全力で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○平木大作君 コンプライアンスが場の空気を読んで仕事をしたなんて話は、私は聞いたことがありません。もう本当にこれ、今社長からも深刻だと総括していただきましたけれども、この部分、先ほどのいわゆる業績評価ですとかと併せて、本当にこれ一番の根っこ部分だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたい。そして、もう時間なくなりましたのでちょっと一問飛ばしまして最後に、これ、先ほどもありました監督官庁による検査についてお伺いしたいと思います。

今回の不正発覚、今答弁の中にもありました、支店內会議での不正が疑われる資料が出てきたということが端緒になって辛づる式にどんどん出てきたというわけでありすけれども、先ほどの問の中にもありましたけど、金融庁としては平成二十四年に三か月掛けて検査されている。そして、直近でいくと、平成二十七年の冬から平成二十八年の春にかけて、これは経産省中心だと思っておりますけど、この監督官庁共同の立入検査というのを行ったというふうに聞いております。何でここ

で不正の端緒をつかむことができなかったのか。また、先ほどもありました、あしたからは金融庁、立入検査を実施ということでありすけれども、今回の事態を受けて、今後の検査の在り方に一体どのように生かしていくのか、最後に伺いして終わりたいと思っております。

○政府参考人(吾郷進平君) お答え申し上げます。平成二十七年十二月から平成二十八年六月にかけて経産省、財務省等が共同で実施した立入検査においても、審査等の業務手続の内容、内部監査及びそのフォローアップの取組状況、危機対応業務における要件確認の妥当性など、その業務の実施状況を確認したところでございます。他方で、

今般の不正事案においては、検査の対象となる資料そのものがあたかも適正な業務運営がなされているかのように不正に改ざんされていたこと等から、当該検査も含め、過去複数回の立入検査などにおいてもこの不正が判明しなかったというものでございます。

結果といたしまして、今般、不正事案を防げなかったことにつきまして、商工中金を監督指導する主務省といたしまして、大変重く受け止めております。五月九日に業務改善命令を発出したしまして、その全件調査、問題の所在とその根本原因を特定することなどを求めたところでございます。立入検査についても今後改めて行っていくこととしております。こうしたことで徹底的に問題を洗い出し、全容を解明していく中で、国の監督の在り方についても検証し、その結果を踏まえて、立入検査を不正リスクを踏まえたものとしてその頻度を増すことはもとより、あるべき検査体制についても検討してまいりたいと考えております。

○平木大作君 終わります。ありがとうございます。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

森友問題について聞きます。

二〇一六年の三月の十五日、地中から新たな埋設物が出てきたとして籠池氏が財務省理財局固有財産審理室長田村氏とごみの補償について折衝をしております。そのときのテープが出てまいりました。財務省は、そこで話されている内容からしてテープは本物であると、こう認めたわけでございます。その中で田村室長は、この森友の件は特別であるというふうに述べたり、応援する気持ちでやっていると述べております。全くの驚きであります。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、つまり、今回の森友のこの八億二千万円の値引きも含めて、これは財務省が応援の気持ちでやっている

からこそ特例になったという、こういうことでよろしいですか。大臣に。

○政府参考人(佐川宣寿君) 済みません。冒頭、現場での個別のやり取りのお尋ねでございますので、まず私の方からお答えをさせていただきます。

まず、三月十五日の今委員御指摘のやり取りにつきまして、音声データについてはおっしゃるとおり確認をいたしました。その確認の結果、先方お二人から一方的にお話をされ、趣旨が分らないことも多い中で、新たな埋設物の対応についてのやり取り以外については詳細は覚えていないということでございます。今委員おっしゃいました特例でございますが、特例処理と申しますのは、これは通達に應じまして、各財務局から個別の事情で特例処理の申請が来た場合に財務省の理財局で特例処理の承認を行っております。本件においても、貸付期間三年のところを更地返還義務が生じる事業用の定期借地とすることとが適当と考えておりましたので、法律上、最短の十年間と定めることで本省理財局における特例処理の承認を行いました。これが室長が申している特例ということでございます。

○国務大臣(麻生太郎君) 面会における一つ一つの発言について、これを私が承知しているわけではありません。

今、佐川理財局長の方から答弁をしておりますけれども、これにつきましては、今通達の話が一番問題になっているんだと思いますが、これは普通財産貸付事務処理要領というのがありますのは御存じだと思いますので、それに基づいて理財局における特例処理の承認による事務処理がなされている旨を述べたものだということに私も理解しております。

○辰巳孝太郎君 大臣、このテープの中には、応援する気持ちでやっているんだという田村室長の発言があるわけですよ。

通常、公務員ですから、法令にのっとって、公

正、中立的な立場で、先ほど特例という中身の話もされましたけれども、そうするのが私は公務員の在り方だと思っております。応援する気持ちでやっている、だから特例になったと、こういう話なんじゃないんですか、大臣。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、音声データの中身につきましては、非常に二人で一遍にお話をしたりして本人たちもきちんと確認はできていない、もちろん聞いておりますけれども、確認できていない状況でございますので、その個別の先方の御発言について、何かそれをもって特別なことというのではなくて、ここで申し上げている特例というのは、大臣からも答弁申し上げましたが、特例処理について彼が特例と言っているということでございます。

○辰巳孝太郎君 財務省は、契約が終わった途端に資料を廃棄をしたと、こう言っております。よく出てきた、これ、森友側との折衝の記録のテープであります。で、詳細については覚えていないと、こう繰り返すわけですね。私はおかしいと思うんですね。

応援という言葉が出てきております。私はこれ、売払いが原則が貸付けになったり、そして大阪の私学審で継続審議となったときに財務局の人間が何度も何度も大阪府に足を運んだと、こういうことから、そして八・二億円の値引きですね、これはもう異常なくらいの応援だというのはもう明白だと思っております。そして、昨年の四月に森友の設計事務所、建設会社と近財とのやり取りを示すメールも出てまいりました。ここで驚くべきは、瑞穂の国小学院開設に向け御協力いただきありがとうございますという、こういう文言であります。

財務局は、公平、中立的な立場で学校設置に関わる財務のチェックを行い、森友側と対等な契約を結んでいるはずであります。同時に、当時は賃

料ですから、これの支払がきちんと行われているか、これ実際に遅れていたわけですね、この契約の履行などについて厳しくチェックをしていく立場であります。

重ねて大臣にお伺いしますが、これ学校を認可する側の財務省が御協力ありがとうございますと言っているのは、私は違和感あると思うんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

委員の御質問、またこれも現場でのそういう先方とうちの職員とのやり取りのお話でございます。大臣というよりも私どもの方からお答えをさせていただきます。

この二枚のメールのやり取りにつきましても、これも本人に聞いてございます。本人によりまして、この文面、一年以上も前の文章で、これそのものは本人のところにも残っておりませんので詳細には覚えておりませんけれども、依頼に当たったその文面の詳細までの記憶はないけれども、新たな埋設物への早急な対応を求める森友側の関係者に対し、大阪航空局で撤去費用の見積りの参考となる様々な資料を提出するようこちらから依頼をするというものでありますので、丁寧に挨拶をしようとしたものではなかったのかと考えられるというふうに申しております。

○辰巳孝太郎君 この文言も私は無理な思いだと思います。だって、名前、住所を書き、印鑑を押せば完成する模範解答のような契約書関連書類を作成し、契約前に渡していたことなど、まさに森友側と一体になって、建設主体として、かのように動いてきたのが財務省であるからであります。

今日は、先日報道もされておりますとおり、この土地価格の評価を不動産鑑定士に頼んだ際に、高層建築を想定し地盤改良費五億円を考慮するようふうに思っています。これは、報道によりまして、具体的には深さ三十メートルから四十メートルま

でのくいを打つことを前提にその工事費等を算出したものだということでもあります。

一方で、佐川理財局長は、この間の国会答弁でも、これは元々考慮されるところと述べていたんだけれども資料一式を鑑定士に提出したと、こういう答弁をされておりますけれども、これで間違いないですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 別の委員会で御答弁もしてございますけれども、報道はもろろん承知してございますし、ただ報道についての一々のコメントもいたしません。本件、財務局から大阪航空局に撤去費用の見積りを依頼したところでございます。まして、先生御承知のとおり、貸付けのときに軟弱な地盤が当然認識されていたわけでございます。

したがいまして、売却時におきましても同様に地盤の状況に関する資料の提出を依頼したところでございますが、大阪航空局より見積もった撤去費用の見積りが提出されたとともに、地盤の状況に關しても業者から入手したボーリング調査の結果などの資料の提出を受けまして、これを不動産鑑定士に提示して私ども評価を依頼したところでございます。

地盤の状況に関する業者の資料としては、そのボーリング調査の結果とともに、今委員が御指摘の学園側が高層建築を行う場合のくい打ちに関する資料も含まれていたところでございますが、私も森友より申請を受けておりました利用計画におきましては小学校の校舎は三階建てとなっておりますし、現実にも今三階建ての校舎が建っているわけでございますが、その時点におきましてもこの三階建てを前提とした九・九メートルのくい打ち工事がまされに行われていたこととございますので、高層建築を前提として計算された工事費用というものは今現に建築しようとしている建物と関係ないということ、これ明らかでありましたので、これが考慮されることはないと考えておりました。

また、不動産鑑定における地盤の評価につきましては、その土地の購入者がどのような工事をするということとは直接関係もございませんので、私も近畿財務局としましては、地盤に関する資料の中にボーリング調査が含まれていることをもちまして、大阪航空局から提出された資料全体をそのまま不動産鑑定士に提出をしたということでございます。

○辰巳孝太郎君 ですから、考慮されないということが分かっていながら、なぜ鑑定士に提出をしたのかということなんですけど、簡潔にどうですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 今申し上げたところでございますけれども、私どもは大阪航空局にまず依頼をするわけですね。大阪航空局の方は、埋設物の撤去費を積算をします。それから、業者からもらった地盤に関する資料も持ちました。それをまとめて私ども近畿財務局に提出をするわけでございますが、今委員もおっしゃいましたように、まさに三階建てが前提なので高層建築のところは考慮されることはないのですが、近畿財務局から大阪航空局にその依頼を今しているところでございますので、先方から提出された資料について近畿財務局の段階において取捨選択するということとはしないで、受け取ったものをそのまま不動産鑑定士に提出したということでございます。

○辰巳孝太郎君 鑑定士には、それも含めて考慮するようにということをお願いしたということですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答えします。

今申しましたように、そういうものは考慮されることはないと考えていたところでございます。

○辰巳孝太郎君 考慮されることがないのに、なぜ出したのか。

私は、財務省が不動産鑑定士に提出を、鑑定の依頼をした際の仕様書、鑑定評価依頼条件といえますけれども、これを独自に入手をいたしました。

た。

ここには、平成二十八年四月十四日付け阪空補第十七号、不動産鑑定評価についてに基づく内容、括弧して地下埋設物撤去概算額について、そして軟弱地盤について考慮し鑑定評価すること、そういう仕様書になっているわけでありま

す。この中に森友側が提出した高層建築物を建てた際の工事費というのが含まれているということじゃないですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 今委員が入手したと言われている依頼書についてはまだ正式にお出しできる状況になっていないということでございまして、冒頭申し上げましたが、私ども、貸付けのときに森友学園側からボーリング調査を受け取っているわけでございますが、そこが、二十七年五月に締結をしました貸付契約においても、その結果を踏まえて賃料を算定し反映されていたところでございます。

したがいまして、売却時も同様でございまして、私どもは、その地盤の状況に関する資料の提出を大阪航空局に依頼をしたところ、その出てきた業者の資料の中に、二十七年五月に使った、森友がやったボーリング調査も入っているわけでございますから、当然、それを鑑定士に提出して、地盤の状況については考慮していただきたいというのは、これ普通のことでございます。

○辰巳孝太郎君 私の質問に答えていただきました。

高層建築のための地盤改良費も、この考慮してくださいという中に含まれていますね。

○政府参考人(佐川宣寿君) 先ほどから何遍も申していますように、その高層建築の資料、くい打ちの工事の費用につきましては、元々、もう九・九メートル、三階建てを前提にくだった状況の後で、そういう資料については考慮されることではないというふうに考えておりました。

○辰巳孝太郎君 私の質問に答えていただきました。

この仕様書の中にある、考慮し、鑑定評価すること、この中に、森友側が提出してきた、八階建てですか、高層建築を前提としたこの見積り、これも考慮することということが含まれているか含まれていないかです。

○政府参考人(佐川宣寿君) 先ほど御答弁しましたが、私ども、大阪航空局から提出いただいた資料をそのまま鑑定士に提出しているということでございます。その中に、私どもは、ボーリング調査の結果については考慮していただくというのは貸付時と同様だということに先ほどから答弁しているところでございます。

○辰巳孝太郎君 では、これは含まれていないということですか、考慮することに。

○政府参考人(佐川宣寿君) 私どもは、その深いところの工事費用については考慮されることはな

いと思っていました。

○辰巳孝太郎君 この仕様書では、考慮されることということに、中に含まれていないということですね。はっきりお答えください。高層建築。

○政府参考人(佐川宣寿君) 何度も申し上げておりますが、大阪航空局から提出をいただいた資料をそのまま不動産鑑定士に提出をしているということでございます。したがいまして、私どもは、高層の費用のくいについては考慮することはないというふうに判断しておりました。

○辰巳孝太郎君 この仕様書によりまして、考慮することとはっきり書いてあるわけですね。不動産鑑定士からすれば、考慮することと書かれている中に高層建築の資料が来るわけですから、これ当然、考慮することということになるのは当然じゃないですか。これ、否定できないわけですね。

これ、聞きましても、この高層建築の話というのは、これは一体どこから出てきたんですか。これ、元々、国が求めた資料なんじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 冒頭も申し上げましたが、私どもは、学園側からいただいている、提出されている、申請されている資料では、低層の三階建ての建築物ということでございます。

○辰巳孝太郎君 同僚議員の資料で恐縮なんですけれども、白眞塾議員の資料の二で、軟弱地盤の資料を出してほしい、この中に括弧付けで高層階の建築が不可だ、つまり軟弱地盤だから高層の建築はなかなか難しいと、そのために補償してくれよという、そういう資料を求めているわけですね。

そして、この前段に、じゃ、なぜ高層階を建てようとしているのか、こういうやり取りが森友側と財務省の間でやられているんじゃないですか。これ、結局、森友側から、将来中学校を建てて八階建てにしたいと、こういう要請があったことが積算の根拠になっているんじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 委員の御指摘の趣旨よく分かりませんが、私どもは、申請において、三階建ての建物と建てるという申請を受けているというふうに申ししております。

○辰巳孝太郎君 三月十五日の田村室長との先ほどのテープですね、この折衝の中では、将来中学校を造る、そのときは八階建てにするんだということを籠池夫妻が言っているわけですね。

このことをテープで、若しくは起こして確認されませんでしたか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 先方の方がどういう場を何をおっしゃるかというのは私ども別にコメントもいたしません。私どもは、きちんと役所として、近畿財務局として国有財産の管理、処分をする身として、処分の相手からきちんと正式な書類を取って、それに基づいて行政を行うわけでございます。そういう中では、きちんと三階建ての建物という申請を受けていると、こういうことでございます。

○辰巳孝太郎君 ですから、建てているのは三階

建てですから、それを将来八階建てにするのがそんな話は財務省としては一蹴しなきゃならないんですよ。ところが、龍池氏がこれ、ごみで値引きができるかと判断した途端、この高層階建築を持ち出して、そのための減額を迫ったわけですよ。その主張に財務省がこれは乗ったということですよ。これは明らかじゃないですか。明らかですよ。これがまさに応援する気持ちということなんです。特例だということなんです。

この問題、これだけじゃありません。今日は資料もお配りしております。なぜ八・二億円の値引きがされたのかと、この説明です。ね。これもさんさん委員会でもやってまいりましたけれども、九・九メートルからごみが出たと、新しいごみが出たというのが皆さんの補償の根拠となっているわけがあります。

資料に書いてありますけれども、大量のごみが積み上がったいたんだと、こういう話であります。しかし、これは深いところから出た、九・九メートル辺りから出たという根拠にはなりません。工事関係者のヒアリング、これも先ほどのメートルにありましたとおり、三メートルより深いところには廃棄物がないんだと、これ、ボーリングデータ出したら分かっちゃうじゃないかと。これ、森友側のメートルですけれども、森友側が深いところにはないということを認識していたことをうかがわせております。掘削機のドリルに大量のごみと、これは目視はできておりません。これは国会答弁です。土地履歴調査、二〇〇九年八月ですけれども、ここに沼があったんだと、こういう記述があるんですけれども、これも深さの記述というのではありません。

これ、結局こういうもので、九・九メートル辺りから工事の掘削中に、くいの掘削中にごみが出たということで、新しいごみが出たということで補償をしているわけがあります。しかし、私、この間ずっと主張しているのとおり、出てきたごみというのは新しいごみでも何でもなくて、元々そこ

に置いていたごみだということでありまして。

航空局に確認しますけれども、前年の工事で、実は有益費として排出をするわけですね。この有益費で排出されたごみの量というのは、これ大体千トンですね、千トン未満です。ところが、鑑定士の評価などで三メートル付近にごみがあると出ているのは一万一千七百九十トン。これ、間違いないですね、イエスカノーだけで結構です。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

今御指摘は、恐らく平成二十二年の地下構造物状況調査に記述されていることについての御指摘だというふうにご承知をしておりますが、この平成二十二年の地下構造物状況調査は、あくまで本件土地のごみについての地下埋設物が存在するかという状況を把握することを目的としておりまして、本件土地において地下埋設物の総量を算定するための調査ではございません。

それで、なお、前年の有益費の工事のときにどうだったかということにつきましては、前年、平成二十七年の七月から十二月にかけて、森友学園が深さ三メートルより浅いところにあるコンクリート殻等の撤去処分工事を実施しておりますけれども、その際、廃材、廃プラスチック等のごみについても、このコンクリート殻に付着していた一部については撤去処分しておりますが、一方で、先ほど御指摘のありました平成二十二年の地下構造物状況調査で確認されておりました廃材、廃プラスチック等のごみを全て撤去処分したわけではございません。

○辰巳孝太郎君 ああ、皆さんが行った調査なんです、航空局が。そこに保守的に見積もれば一万一千七百九十トンのごみがある、皆さんが書いています、皆さんが書いています。で、取り出されたのは千トンぐらいしかないんですよ。地表三メートルにごみが一万トン残っているんですよ。それがドリルに絡まったと、この可能性は否定できないですね、いかがで

すか。イエスカノーで、可能性の否定できるかどうか。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

今委員御指摘は、くいの掘削工事の過程で生じたごみに地下三メートル以内のより浅いところにあるごみが含まれている可能性があるんじゃないかという御指摘だと思っておりますけれども、今申し上げましたように、地下三メートル以内のごみが含まれている可能性は否定できませんが、この委員御指摘の資料にあるように、工事関係者からのヒアリング結果や工事写真、さらには大阪航空局や近畿財務局職員による現地確認、あるいはかつて池、沼であった本件土地の地歴を踏まえまして、本件土地の売買契約において売主である国の責任が一切免除されるとの特約が付されることを前提として、将来にわたってリスクとなり得る地下埋設物の存在範囲として、くいの掘削箇所の深さについては九・九メートルと設定して見積りを行うことが合理的であると判断したものでございます。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、私が申し上げているのは、ないごみがあると仮定して、新しいごみだとして補償しているんじゃないかということとであります。

ボーリング調査、私は国立研究開発法人産業技術総合研究所というところにこの調査を依頼をしました。すると、九・九メートルのところからはごみが出るはずがない、もしそこからビニール片やマヨネーズの蓋が出てきたらこれは歴史的発見だと、こういう話になったわけでありまして。ですから、結局、この補償も、そして先ほどの五億円の値引き、これも全く森友側と一緒にやって財務省やそして国交省が動いてきたと、こういう事実

○委員長(藤川政人君) 辰巳君、時間が参っております。

○辰巳孝太郎君 引き続きこの問題を取り上げて、質問を終わります。

○委員長(藤川政人君) 本日の調査はこの程度に

とどめます。

○委員長(藤川政人君) 銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

情報通信技術の進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、国有機関と、金融機関、金融関連IT企業等との適切な連携、協働を推進するとともに、利用者保護を確保することが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めることとしたしております。

第二に、金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成、公表等を求めることとしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしてしております。

以上が、銀行法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤川政人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

〔参照〕

(白眞敷委員資料)

資料 1

(有)キアラ建築研究機関 京都事務所
〒604-8127
京都市中京区堺町通船小堀上ル菊屋町330番美家ビル2F
TEL: 075-213-7316/FAX: 075-213-7317
杉本 昌裕
email: info@kyara-arc.com
HP: <http://www.kyara-arc.com>
<160411_近畿財務局提出書類.zip>
2016/04/01 15:43、池田 靖(近財) のメール:

北浜法律事務所 酒井弁護士 様
藤岡工業株式会社 西沢 様
尚キアラ建築研究機関 杉本共同代表 様

いつもお世話になります。

瑞穂の園記念小規模開発に向けて協力いただきありがとうございます。
現在、小規模建設予定地で建設工事を進める道順において、地中の埋蔵物が確認され、今後の処理についてご相談させていただいていますが、当局としては9月末を目処に土地の計画開発決定を実施し、森友学園との土地の売買契約を締結すべく、作業を進めたいと考えております。
つきましては現在地中に埋蔵されている廃棄物の撤去、今後建物基礎の掘削を行い、発生する土砂の撤去費、地中に埋蔵されている廃棄物、軟弱地盤関係等を適正に計画に反映させ、価格提示を行いたいと考えているところでございます。
また、廃棄物の撤去費用、軟弱地盤関係等を適正に計画に反映させ、価格提示を行いたいと考えているところでございます。
また、廃棄物の撤去費用、軟弱地盤関係等を適正に計画に反映させ、価格提示を行いたいと考えているところでございます。
また、廃棄物の撤去費用、軟弱地盤関係等を適正に計画に反映させ、価格提示を行いたいと考えているところでございます。

内容のご確認をお願いします。
内容については当方で一方的に提出をお願いしたいものを整理したものですので、ご提出いただくことが困難な場合もございます。その点をご理解願います。
詳細については、4月5日(火)13:00に瑞穂事務所にて打ち合わせをお願いしたいと考えております。

なお、本件については酒井弁護士と相談させていただき、藤岡工業株式会社及びキアラ建築研究機関にも同時送付させていただきますようお願いいたします。
また、キアラの観点から添付ファイルには、ペラシートを付けております。
ペラシートは後程再送付させていただきます。お手数をかけまして申し訳ございません。

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(1) 池田 靖
TEL 06-6949-0386 メール info@kyara-arc.com

<*依頼したい資料.docx>

添付ファイル:

汚染土壌面見簿.pdf
様式手間 概算費用.pdf

80.5 KB
42.3 KB

平成29年5月23日 参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 白 眞敷
出席：民進党への提出資料をもとに白事務所で作成

資料 2

提供を依頼する書類

ア. 軟弱地盤

[高層階の建築が予定、杭の本数の根拠として]

1. 校舎側のボーリングデータ、柱状図
2. 建物の構造計算書(杭の本数・形状・概算費用)

→ 175777

イ. 廃棄物土の撤去処分関係 (校舎建設地)

[ゴミ混入土の数量を算出するため]

1. 杭の図面(平面、断面、本数)
2. 建物基礎掘削図(平面、断面)
3. 廃棄物の処分予定場所(会社名及び処分単価) → 175777

→ 175777

ウ. 推定埋設廃棄物土の撤去処分関係 (校舎建設地以外の土地)

[ゴミ混入土の数量を算出するため]

1. 校舎側以外のボーリングデータ、柱状図
2. グラウンド側の掘削状況(範囲、掘削位置、深さ、ゴミ混入層の状況) → 175777
3. 廃棄物の処分予定場所(会社名及び処分単価) → 175777

→ 175777

エ. その他に参考とさせていただきたい資料

1. 他に地下埋設物(ゴミ混入層など)の存在が把握できる資料
2. 上記以外に提供していただける資料

オ. 確認させていただきたい内容

1. 杭打ちに伴い発生した廃棄物混入土はどの範囲に存在していたと推測されますか? また、場外搬出する廃棄土量(トン)はどの程度ですか?
2. グラウンド側に存在する黒い土の層は、地表からどのあたりに存在していると推測されますか(範囲・深さ)?

→ 175777

平成29年5月23日 参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 白 眞敷
出席：民進党への提出資料をもとに白事務所で作成

資料 3

半期	H20/下	H21/上	H21/下	H22/上	H22/下	H23/上	H23/下	H24/上
	0	0	0	0	0	4	2	7
半期	H24/下	H25/上	H25/下	H26/上	H26/下	H27/上	H27/下	H28/上
	22	40	45	41	25	20	16	17

4. 不正行為の手口

鹿児島支店では、以下のような手口によって、実際には危機要件を充足していないにもかかわらず、これを充足しているかのように偽装し、危機対応融資を実行するといった不正行為が幅広く認められた。

(1) 試算表・雇用維持エビデンスの切り貼り

顧客から受領した紙媒体の試算表や従業員台帳等の雇用維持エビデンスの日付や数字（人数・金額）を切り貼りによって改ざんする⁵⁶。

(2) 試算表・雇用維持エビデンス（ブーカ）の自作

顧客から受領したエビデンスを参考に、エクセルを利用して、（実際とは異なる）顧客名義の試算表や雇用維持エビデンスを自作する。

(3) 危機要件チェックシートへの不正入力

顧客から受領した試算表と異なる数値を、危機要件チェックシートに入力してしまう。

これらの手口は不正行為者間で口頭により伝承されていた。また、不正行為者の中には、「自作は発覚しやすいので、顧客から受領したエビデンスを精巧に切り貼りするなどして改ざんした」という職員もいれば、「そんなことに手間暇をかけるのはバカらしいので、体裁をさほど気にせず安直に自作した」という職員もいた。

5. 不正行為の背景・動機・原因等

(1) 不正行為の多発による規範意識の低下

鹿児島支店では、課によって多少の偏りはあるものの、全ての営業課で不正行為が行われる口座数もあわせて調査対象口座数は合計で2,171口座である。⁵⁷切り貼りによって、異なる2時点の試算表の日付の前後を入れ替えることで、上昇している業績を下降しているように見せるといった改ざんも行われていた。

57

平成 29 年 5 月 23 日 参議院財政金融委員会 民進黨・新緑風会 白 貞勲
出典：商工中金危機対応業務にかかわる第三者委員会調査報告書より抜粋（総務部等白事務所）

資料 4

われていた。

期間的にも、平成 28 年度上期から平成 28 年度下期に不正行為が発覚するに至るまでの間、途切れることなく不正行為が継続されていた。不正口座件数数のピークである平成 26 年度下期には、融資実行された危機対応融資 189 口座のうち 45 口座で不正行為が認められ、その占有率は 23.8%にも上る。

鹿児島支店の管理職、企画担当を除いた営業担当者数は合計約 15 名であるところ、その半数程度の職員が不正行為を行っていたという状況で、不正行為の存在自体は、営業担当者間で周知のことだったと認められる。

不正行為者らは、営業課や営業担当者に割り当てられた危機対応融資実行額のみを通知に送られる中、飲み会の席や喫煙所などで、「なかなか危機要件に該当する案件を見つけないのが難しい」という悩みを持ち寄り、「危機要件に該当するようにエビデンスを改ざんすれば、承認が通って割当がこなせる」という手口を共有し、各人が実行に移した。不正行為者らは、自席でハサミとノリを使って紙の試算表を切り貼りしたり、エクセルで試算表を自作するなどしており、そうした姿を同じフロアで働く他の営業担当者が目にすることもあった。

当委員会のヒアリングでは、各職員は、支店内のだれが不正行為を行っていたかを漠然と把握している様子も見られた。不正行為を行わなかった職員が、不正行為を行っていた職員との間で、「自分はそういうことは嫌いだからやらない」「それで割当がこなせずに上長から怒られても仕方ない」といった会話を交わしていたこと、逆に、不正行為を行っていた職員らの間では、不正行為を行わずに割当がこなせない職員を指して「正直者がバカを見る」と評するような風潮があったことも、当委員会のヒアリングで確認された。

このように、鹿児島支店では、不正行為が数多く、そして幅広く行われていたことから、不正行為の存在が営業担当者間で周知のこととされ、そのことが「みんなやっている」という意識となっており、各職員の規範意識の低下を招いていた。当委員会のヒアリングでは、不正行為者がどのように規範を乗り越えたのかという心情を知るため、不正行為に手を染めた最初の案件はどれかを質問した。すると、月末や期末の割当の通知に追い詰められて規範との葛藤を乗り越えて不正行為に走った当時の心情を訪問に臨む職員も存在したが、逆に、さほどの葛藤もなく安易な気持ちで（あたかも先輩から教わった規範の知恵やノウハウのように）不正行為を始めたので最初の案件がどれか思い出せないと述べる職員も複数存在した。

不正行為が周知のこととされて規範意識が低下している支店環境の中で、不正行為を行うかどうかは、各人の姿勢やスタンス（あるいは要領の良さ）に委ねられるというのが、当時の鹿児島支店の実情であったと見受けられる。不正行為の多発が規範意識の低下を生み、規範意識の低下がさらに不正行為を促進するという負の連鎖が働いていたものといえる。

58

平成 29 年 5 月 23 日 参議院財政金融委員会 民進黨・新緑風会 白 貞勲
出典：商工中金危機対応業務にかかわる第三者委員会調査報告書より抜粋（総務部等白事務所）

資料5

7. 中小企業庁金融課への報告

(1) 途中経過

総務部長は、中小企業庁金融課の求めに応じて、1月に入ってから、数回、対応経過の報告を行った。

(2) 1月19日の特別調査結果の報告

総務部長らは、1月19日午後、金融課長らと面談し、池袋事業について口頭で、営業●課について110口座が「要確認」口座として抽出されたこと、特別調査の結果の概要、危機要件非充足案件は確認されなかったこと等を報告した。

これに対して、主務省からは、危機要件充足性について問題なしとした具体的な確認方法等について、突っ込んだ質問があり、具体的な確認方法についてセンゾウの提示を求められた。

これを受けて、組織金融課が110口座のうち7口座を匿名化した「危機要件確認例」(各社7・8行の説明)と題するペーパー2枚を作成し、コンプライアンス統括室が内容を確認した。総務部長は、1月30日頃、中小企業庁金融課長にこれを提出して、内容を説明した(当該7社の試算表等が中小企業庁金融課長に提示または提出されたかは不明である)。

8. その後の社内対応

(1) 社内周知と注意喚起

ア 加盟店連絡会

2月6日、加盟店連絡会が開かれ、佐藤常務及び組織金融部長が池袋事業を踏まえた注意喚起を実施した。しかし、試算表の自作・改ざん疑義に関する具体的な説明は全くなされなかった。そのため、全国の加盟店長は、池袋事業の実態やエビデンスの真正性やエツツの必要性を認識することができず、各支店の不正防止に活かすことができなかった。

イ 池袋支店

池袋支店においては、監査部の特別調査、組織金融部による要件確認手続が行われたにも関わらず、支店長を初め支店管理職から支店職員に対して、本件疑義についての説明は一切行われなかった。この点について、支店管理職の一人は、当委員会のヒアリングにおいて、「おおごとにするなど本部から言われていた」「こういうことがあったということは、なかったことになったので(支店で)総指はしていない」「要するに、店

101

平成29年5月23日 参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 白 眞勲
出典：商工中金危機対応業務にかかわる第三者委員会調査報告書より抜粋(傍線部等白事務所)

資料6

第3. アンケート結果(自由記載欄から)

当委員会は、アンケートを4,887人に対して配布したが、自由記載欄への有意な回答数は1,500件を超えた。その中には、本件の原因や問題点について、真摯に向き合い、自分なりに考えた回答が多数見受けられた。

以下、商工中金の役職員が、本件の原因や問題点についてどのように考え、感じているか、アンケート自由記載欄の中から一部を引用して紹介する。なお、以下の引用においては、アンケートに記載された回答内容をそのまま転記している。

1. 制度設計上の問題

・東日本大震災やリーマンショック等大規模な経済事象による中小企業への影響は説明し易く、危機対応業務の活用汎用性は高いと思います。但し、「平時」において「危機」対応業務の予算消化を割り当てるのは、無理が生じており、現場職員による数値改ざんに走らせたものと推測します。

・当金融の顧客基盤は、過去の数ある経済危機、大規模災害時に迅速かつ的確にセーフティネット機能を發揮し、信頼を得てきたことで成り立っている。危機対応制度はリーマンショック直後に創設されたが、大企業でさえ資金繰りに窮する状況を目の当たりにし、職員は使命感を持って個々の役割に及び業務遂行していた。その後の東日本大震災や熊川高時の対応も同様である。中小企業は経済金融環境変化への耐性が弱く、以降も、原材料・諸資源価格の乱高下や長引くデフレにより、中小企業の経営環境に大きな影響を及ぼしていることは紛れもない事実であるが、危機の深度の点で差があることは否めない。制度改廃の都度、研修等を実施してきたが、制度が8年に亘り継続する中、制度の意義・趣旨に関する理解・認識が希薄になっていったことが想定され、特にここ数年で入庫してきた職員にその傾向が顕著であったと思っている。

・危機対応業務は、リーマン・東日本震災といった、大きな「危機」を想定されて設計されました。にも拘らず政治家、省庁、当金融のそれぞれの意識が落ちて「平時」と思われる昨今も存続し続けてきました。「平時」には、従って、要件合致企業を見出すことが、なかなか難しくなり、現場前線の販売は、大変苦労することになりました。そうした中で、要件具備のために、今般の類は行動に出る職員が残念ながら生まれてしまったのだと思います。危機時に機動的に発動させ、危機収束とともに円滑にソフトランディングさせる仕組みを当該業務に持たせることを考えないといけないと痛切に思います。

・利子補給(＝税金による補填)のある国の制度融資で、当金融の本来の業務(融資未済の増加や手数料収入確保等)と同じレベルで各支店に割当を行い、数字を載せることにつき違和感はあった。震災融資のように緊急性を要するようなのは、スピードが重

128

平成29年5月23日 参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 白 眞勲
出典：商工中金危機対応業務にかかわる第三者委員会調査報告書より抜粋(傍線部等白事務所)

資料 7

- ・ 政府から予算がつられているから、予算を消化するためにやらなければならぬという感じが續いていた。
- ・ 予算（国）は消化すべきという発想がそもそもおかしい。
- ・ 本来、国の制度融資というのは *must* 意識や達成意識をもってやるものではないのではないかと思う。
- ・ 一旦、政府が融資制度を決めると、その実行を担われるのが商工中金ということになり、商工中金は政府から一定以上の融資の実行を暗に求められる立場となります。これは、政府から公式に、或いは制度的義務として求められるということではありませんが、これまでの政府と商工中金の関係から、政府が決定した予算（剰子補給分など）を確保した「枠」に出来るだけ満額に近く消化しなければならないというプレッシャーを商工中金は感じることになります。商工中金が営業店に目安を設定したり、あるいはそれをノルマと感じたりするという背景にはこうした事情もあるかと思っています。

3. 現場へのプレッシャー等について

- ・ 危機対応業務については、本店からの指示もあり当然「必達」が要求されており、実質ノルマ化されていた。
- ・ 商工中金として、取引先に対する金融支援はもちろん重要だが、危機対応は文字通り「危機」への「対応」であり、それが常態化して経営の目標となっていること、営業店に必達の「計画」としてプレッシャーを与えている現場には強い違和感を感じる。
- ・ 簡単に達成出来るノルマではないが、ひたすらセールスをして案件に結び付けている感じになっており、顧客にとっては、「商工中金に助けてもらった」というより「商工中金のセールスに応じてあげた」という感覚なのでは、と思っている。本来の主目と離れていくのではないかと感じる。
- ・ 当該業務を業務計画上の数値目標として設定していることが、今回の不適切事案発生の遠因となったのではないかと考えます。ここ数年、業務計画全体に占めている危機対応業務の割合は縮小傾向にありますが、依然数値目標があることに変わりはなく、数値目標のプレッシャーが本事業対象者に書類の改ざんをさせた側面もないとは言いきれません。
- ・ 業務計画は必達が基本です。策定者は「コンプライアンスに違反してまでやりなさい」と

資料 8

ためになっていない。

7. ある経営幹部の認識

「（今回の原因は）認識の甘さ、ではないか。自分の行為を正しく評価できていないからだとしか言いようがない。私文書偽造により、要件を偽り融資や剰子補給といった利益を受けることが犯罪だという認識があれば、絶対にやらないと思う。改竄しようと思うに至った背景は知る由もないが、本件によって当該職員が得られる利益などないと思うと理解が苦しい。軽い気持ちで踏み外したことが、悪循環に陥ってしまったのではない。危機対応業務については、数値目標を持って取り組んでいることは事実だが、仮に目標が達成できないからといって叱責されたり、評価を下げるということはない。営業の数値目標は多岐に亘っており、目標という意味では *one of them* に過ぎない。改竄までやって達成しなければならぬ動機付けはないと思う。また、コンプライアンスの重要性は常日頃から繰り返し指導されており、危機対応業務の厳正な運用は、支店長会議はもちろん、都道府県指導されていることであり、各営業店でも同様に指導が行われていたと思うし、集合研修等でも必ず指導があったはずだ。そうした環境下で、「軽い気持ち」がどうしておこったのか、本当に理解できない。

8. 危機対応業務の必要性・社会的意義

- ・ 中小企業の継続支援の観点から見れば、当該制度融資の必要性はまだ十分にあると思われる。よって制度要件の根本的見直しにより、真に（制度）融資を必要としている中小企業者により多く対応できるようにするべきと考えております。
- ・ 本件不祥事を受け、万が一危機対応業務が削減ないし縮小するとすれば、一番影響を受けるのは顧客企業です。現在の経済環境を踏まえた危機対応業務の要件設定をご検討くだされば幸いです。
- ・ リーマンショック時や経済環境の悪化で思うように資金調達できない企業に融資し、大救済されたことを思うと、社会には必要な制度だと感じます。これで助かった企業はたくさんあると思います。そんな中で今回のようなことが起こったのはとても残念です。
- ・ 危機対応業務は社会的に意義のある制度だと思います。再発防止策をしっかりと講じつつ、更日本大震災やリーマンショックのような災害や危機の際は迅速に対応できる制度として今後も役に立っている形で存続させてほしいと思います。
- ・ 多少金融環境が緩やかになっているとはいえ、中小企業にとって外部環境の変化に即応

資料 9

問題と捉えていなかった。

6. 危機対応融資という業務特有の問題

(1) 危機対応融資の本来の趣旨からの逸脱

本来、危機対応融資は、顧客を起点とする「危機事象に起因する資金需要への対応」でなければならぬ。

しかし、実際には営業担当者がノルマを達成するために、「顧客に頼み込んで危機対応融資を実行させてもらう」ことが行われていた。

また、危機対応融資は、営業現場から見ると、8割の元本の補償があることから、信用仲を大きく使わずに実行でき、本部による審査を受けないで融資できる金額を増やせるという利点がある。このため、営業現場としては、プロパー融資よりも危機対応融資を優先的に実行したいという意識が高まっていた。

さらに、利子補給があることにより、営業担当者には、危機対応融資が他の金融機関との関係で「優位性のある商品」であるという意識が生じる。当委員会のヒアリングにおいても、危機対応融資が商工中金の「草根」であったと述べる者が相当数存在した。このように、商工中金の現場では、危機対応融資が「営業成績を上げるためのツール」「優位性のある商品」という意識が広く存在し、これに「危機対応融資は商工中金の使命」というスローガンが相まって、安易な形で不正行為を助長したと考えられる。

(2) 「危機要件」設定の問題点

ア 「因果関係要件」設定の問題点

危機対応融資を実行するためには、危機（例えば、円高）と業績悪化の「因果関係要件」と「減収、減益要件」の双方を充足しなければならない。

「因果関係要件」は、定性的なものであり、例えば「円高対策」の主務大臣の危機認定通知では、「社会的・経済的環境の変化等の外的要因（円高等の影響（中小企業者等にあつては、デフレ不況、世界景気の減速等の影響を含む）により、一時的に売上上の減少その他の業績の悪化を来している）」というものになっている。

そこで、一例をあげれば、次のような「風が吹けば桶屋が儲かる」式の「因果関係要件」が通用していた（関東地方の医療法人の例）。

「世界経済の衰退に伴い、海外向け製品等の受注量も減少している。これを受け〇〇市の各輸出企業における労働者の減少が目立つ環境下にある。当病院においては上記企業労働者を主幹とした医療提供が大きな収入になっており、医療収入の伸び悩みが発生し、減収減益が余蘊なくされ、粗利率も減少する見込み」

資料 10

要であり被害事象も明確なことから各支店に大層な権限譲渡をして対応しなければならぬと思う。だが、円高・デフレ・原料高については、緊急性が高いとは言えず、また、各支店の置かれた地域性等（同規模の支店に比べ取引先に輸出関連企業が多い少ないなど）を十分に加味し割当をしなければ、採上げた条件の身中にベラつきが生じるのは当然と思われ、早くから通常の業務とは一線を引いた形で、今回創設された危機対応業務室のようなセッションを設置し、対応すべきだったと思う。

2. 危機対応業務の割当て、予算消化に対する意識等

危機対応業務を割当化すること自体がおかしかった。制度要件の危機認定がどんどん複雑化し合致する取引先が少なくなるのに、危機対応業務の割当は減らなかつた。

要件の合致が大前提の制度融資に対して、割当て（ルーフ）があるのはおかしいと思う。

取引先の業績が改善し、要件にはまらないケースが増えているのに、割当の数値は減らないので、無理をしても要件に当てはめようとするのは自然な心理だと思います。

危機対応の予算は消化して当たり前との雰囲気が続いており、未達は許されないという意識が全職員にある。

予算の上限があることは仕方ないが、計画目標を設定することで、無理に当てはめることが必要となっているのではないかと。影響の少ない地区・業種に対して一律で計画目標があるため、無理をして要件を満たす必要が出てしまったのではないかと。

危機対応業務は担保に依存しなくてよい融資であり、要件を充足すれば顧客に支援ができるという点では良い制度ですが、業務計画を達成することに重点を置いてしまつて、今回調査のような事象が発生してしまったのではないだろうか。平常時に要件が充足しなくなり、一方で業務計画はなくならない、この点に問題があるのではないかと思います。

直近の熊本震災にかかわる危機対応について、全国の支店に対して貸出目標（割当）を設けるのはサベンスだと感じました。正直、影響が無い地域の方が多そうです。

危機対応業務は当金庫が指定金融機関として、中小企業に必要な資金を供給するものであり、計画数値を与えられて、取組むべきものではないと思います。

“セーフティネット機能”を各支店の「計画」値と称して割当することがおかしい。

「新しいごみ(9.9m)はあったのか？」

「9. 9m付近からゴミが出た」 根拠 (国の主張)	大量のゴミが積み上がっていた	←	深いところから出た根拠にならない
	工事関係者のヒアリング	←	「3m以深には廃棄物が無い」 (森友側設計事務所メール)
	掘削機のドリルに大量のゴミ	←	9. 9mのゴミ目視できず(国会答弁)
	土地履歴調査(2009. 8)	←	ゴミの深さの記述なし(国会答弁)
「3m付近からごみが出た」 根拠	前年工事で1万トン以上のゴミが残っていた	→	森友、国双方が認識
	掘削機のドリルに大量のゴミ	→	3mまでのゴミが出るのは当然
	2010年土地調査(68カ所試掘)	→	およそ3mに大量のゴミ
	ボーリング調査(2015年)	→	9. 9mは自然の堆積層 (人工物が混入することはない)

2017年5月23日 参議院財政金融委員会 出典:財務省・国交省資料、国会答弁、各紙報道をもとに辰巳孝太郎事務所作成 日本共産党 辰巳孝太郎

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、銀行法等の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律案
銀行法等の一部を改正する法律
(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の五 指定紛争解決機関」を

「第七章の五 電子決済等代行業
第一節 通則(第五十二條の六十一の二―第五十二
第二節 業務(第五十二條の六十一の八―第五十二
第三節 監督(第五十二條の六十一の十二―第五十
第四節 認定電子決済等代行業者協会(第五十二
第五節 雑則(第五十二條の六十一の三十)
第七章の六 指定紛争解決機関

条の六十一の七)
条の六十一の十二)
二条の六十一の十八)
条の六十一の十九―第五十二條の六十一の二十九

に改める。

第二条中第二十二項を第二十五項とし、第十
七項から第二十一項までを三項ずつ繰り下げ、
第十六項の次に次の三項を加える。

17 この法律において「電子決済等代行業」と
は、次に掲げる行為(第一号に規定する預金
者による特定の者に対する定期的な支払を目
的として行う同号に掲げる行為その他の利用
者の保護に欠けるおそれがないと認められ
るものとして内閣府令で定める行為を除く。
のいづれかを行う営業をいう。

一 銀行に預金の口座を開設している預金者
の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。
む)を受けて、電子情報処理組織を使用す
る方法により、当該口座に係る資金を移動
させる為替取引を行うことの当該銀行に対
する指図(当該指図の内容のみを含む。)の
伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつて
は、内閣府令で定める方法によるものに限

る。)を受け、これを当該銀行に対して伝達
すること。

二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設
している預金者等の委託(二以上の段階に
わたる委託を含む)を受けて、電子情報処
理組織を使用する方法により、当該銀行か
ら当該口座に係る情報を取得し、これを当
該預金者等に提供すること(他の者を介す
る方法により提供すること及び当該情報を
加工した情報を提供することを含む。)

18 この法律において「電子決済等代行業者」と
は、第五十二條の六十一の二の登録を受けて
電子決済等代行業を営む者をいう。

19 この法律において「認定電子決済等代行業
者協会」とは、第五十二條の六十一の十九
の規定による認定を受けた一般社団法人をい
う。

第四十七條第二項中「より、」を「より」に改

め、同項ただし書中「第八条の下に」、第十二条の二第三項を、「第二章の二」の下に、第七七条を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

(外国銀行支店の事業年度)

第四十七条の四 外国銀行支店の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の事業年度の期間と同一の期間(当該期間が一年であるものであつて、当該期間の開始の日が各月の初日であるものに限り)とする。ただし、事業年度の開始の日を変更する場合における変更前の最後の事業年度については、変更後の最初の事業年度の開始の日の前日までとする。

第四十九条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 外国銀行支店の事業年度の変更をしようとするとき。

第五十二条の三十九第一項中「ときは」の下に「内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより」を加える。

第五十二条の六十二第二項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五 電子決済等代行業

第一節 通則

(登録)

第五十二条の六十一の二 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)

第五十二条の六十一の三 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱いされている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二条の六十一の五第一項各号(第一号口を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二条の六十一の四 内閣総理大臣は、第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは

重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一次のいずれかに該当する者

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第二項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第百二十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第百二十一条の五の二第二項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六十条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十条の五の二第二項(登録)の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第七項(銀行法の準用)において準用する第五十二

条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五条の四第一項(登録)の登録の取消し

(6) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第五項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十九条の五第一項(登録)の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五条の五の二第二項(登録)の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の十九第一項又は第二項(登録の取消し等)の規定による同法第六十条の三(登録)の登録の取消し

(9) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 水産業協同組合法第百二十一条の五の八第四項(電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業の

規定による同法第二百一十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の九第四項(電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業)の規定による同法第六條の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(4) 信用金庫法第八十五條の十一第四項(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十五條の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(5) 労働金庫法第八十九條の十二第四項(電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十九條の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(6) 農林中央金庫法第九十五條の五の九第四項(電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第九十五條の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 株式会社商工組合中央金庫法第六十條の三十二第四項(電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第六十條の二第二項(定義)に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(7)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ この法律、農業協同組合法、水産業協

同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(5) 法人が前号ニ(1)から(8)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

(6) 前号ハからホまでのいずれかに該当する者
三 個人である場合においては、次のいずれ

かに該当する者
イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
ロ 前号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)
第五十二條の六十一の六 電子決済等代行業者は、第五十二條の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

3 電子決済等代行業者は、第五十二條の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)
第五十二條の六十一の七 電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき、その電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、その相続人

三 電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

四 電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人
五 電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

2 電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

第二節 業務
(利用者に対する説明等)
第五十二條の六十一の八 電子決済等代行業者は、第二條第十七項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く)を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 電子決済等代行業者の権限に関する事項
三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項
四 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

五 その他内閣府令で定める事項
2 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合に

おける当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(電子決済等代行業者の誠実義務)

第五十二条の六十一の九 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

(銀行との契約締結義務等)

第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項

三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(銀行による基準の作成等)

第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第三節 監督

(電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第五十二条の六十一の十二 電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(電子決済等代行業に関する報告書)

第五十二条の六十一の十三 電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第五十二条の六十一の十四 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十一の十五 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第五十二条の六十一の十六 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十一の十七 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は電子決済等代行業者の所在(法人である場合に於ては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告

し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の第五十二条の六十一の二の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第五十二条の六十一の十八 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

二 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録がその効力を失ったとき。

第四節 認定電子決済等代行業者協会

会

(認定電子決済等代行業者協会の認定)

第五十二条の六十一の十九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 電子決済等代行業者を社員(以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定電子決済等代行業者協会の業務)

第五十二条の六十一の二十 認定電子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理

七 電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第五十二条の六十一の二十一 認定電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電子決済等代行業者協会でない者(信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定電子決済等代行業者協会の会員でない者(信用金庫法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(利用者の保護に資する情報の提供)

第五十二条の六十一の二十二 認定電子決済等代行業者協会は、第五十二条の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に關する対応)

第五十二条の六十一の二十三 認定電子決済等代行業者協会は、電子決済等代行業の利用者から会員の営む電子決済等代行業に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定電子決済等代行業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定電子決済等代行業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電子決済等代行業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。(認定電子決済等代行業者協会への報告等)

第五十二条の六十一の二十四 会員は、電子決済等代行業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に關する情報その他電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等代行業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十二条の六十一の二十五 認定電子決済等代行業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定電子決済等代行業者協会の役員等は、その職務に關して知り得た情報を、認定業務(当該認定電子決済等代行業者協会が信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第五十二条の六十一の二十六 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律平成十八年法律第四十八号(第十一條第一項各号定款の記載又は記録事項)に掲げる事項及び第五十二条の六十一の十九第二号に規定する定款の定め、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく

処分又は第五十二条の六十一の二十第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第五十二条の六十一の二十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等代行業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等)

第五十二条の六十一の二十八 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等代行業者協会への情報提供)

第五十二条の六十一の二十九 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行業者協会が認定

業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節 雑則

第五十二条の六十一の三十 電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項第七号中「取得」を「取得され、」に改め、同条第二項第一号中又は「を」、又は「に改め、同条第三項第一号中又は「を」、又は「に改め、同項第八号中「取得」を「取得され、」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するとき、は、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条中第十三号を第十九号とし、第十二号の次に次の六号を加える。

十三 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録が効力を失つたとき。

十四 第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業者の電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十五 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

十六 第五十二条の六十一の十九の規定による認定をしたとき。

十七 第五十二条の六十一の二十八第二項の

規定により第五十二条の六十一の十九の認定を取り消したとき。

十八 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

第五十八条中「又は」を「登録、認定又は」に改める。

第六十一条に次の二号を加える。

八 第五十二条の六十一の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだ者

九 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けた者

第六十二条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中違反した者を「違反したとき」に改め、同条第二号中「第四項又は」を「第四項」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六十三条第一号中「第五十二条の二十七又は」を「第五十二条の二十七」に改め、「含む。」の下に「又は第五十二条の六十一の十三」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二条の五十三」を「第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項」に改め、同条第五号中「同条を」同項「に改め、同条第八号中「又は」を「若しくは」に、「書類」を「書類又は第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」に改める。

第六十三条の二の六を第六十三条の二の七とし、第六十三条の二の五を第六十三条の二の六とする。

第六十三条の二の四に次の一号を加える。

五 第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三条の二の四を第六十三条の二の五とする。

第六十三条の二の三の次に次の一条を加える。

第六十三条の二の四 第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の三第二号中「第五十二条の五十二の下に」、「第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項を加え、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第六十四条第一項第一号中「第六十二条」の下に「(第三号を除く。）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二の下に」、「第六十二条第三号」を加え、「第六十三条の二の四」を「第六十三条の二の五」に改める。

第六十五条中「又は銀行代理業者を」、「銀行代理業者若しくは電子決済等代行業者」に、「銀行代理業者が」を「銀行代理業者又は電子決済等代行業者が」に、「は、百万円」を「又は認定電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円」に改め、同条第四号中「第五十

二条の六十一第三項の下に、「第五十二條の六十一の六第一項を加え、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第五号及び第六号中「又は」を「又は」に改め、同条第十号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第十二條の五十五、第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項に改め、同条第十一号の二中、「同条」を「同条」に改め、同条第十四号及び第十六号中「又は」を「又は」に改め、同条第十七号中「若しくは」を「若しくは」に、「又は」を「又は」に改め、同条第十九号中「含む。」の下に「若しくは第五十二條の六十一の十二」を加える。

第六十六條の次に次の一条を加える。

第六十六條の二 正当な理由がないのに第五十二條の六十一の二十一第一項の規定による名

目次中「第五章 特定信用事業代理業(第九十二條の二―第九十二條の五) 事業代理業(第九十二條の二―第九十二條の五) 信用事業電子決済等代行業(第九十二條の五の二―第九十二條の五の九)」に改める。

第十一條の六第一項中「この項の下に」及び第九十二條の五の二第二項第二号「を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 特定信用事業電子決済等代行業

第九十二條の五の二 特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 第十條第一項第三号の事業を行う組合に貯金の口座を開設している貯金者の委託

簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十二條の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 第五十二條の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(農業協同組合法の一部改正)

第二條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五章 特定信用事業代理業(第九十二條の二―第九十二條の五) 第五章の二 特定信用事業電子決済等代行業(第九十二條の五の二―第九十二條の五の九)」に改める。

(二)以上の段階にわたる委託を含む。を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該組合に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二 第十條第一項第三号の事業を行う組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報取得し、これを当該貯金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情

報を提供することを含む)。

第九十二條の五の三 特定信用事業電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務(当該組合に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該組合と当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に関する事項

三 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

第十條第一項第三号の事業を行う組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第九十二條の五の四 第十條第一項第三号の事

業を行う組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

第一項の組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第九十二條の五の五 特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法第九十五條の五の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約(農林中央金庫の会員である第十條第一項第三号の事業を行う組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている組合に係るものに限る。)を締結した場合に、第九十二條の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

第九十二條の五の六 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定信用事業電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び

令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代
行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特
定信用事業電子決済等代行者登録簿」と、
「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、
「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二
条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「
農業協同組合法第九十二条の五の二第二項」
と、同法第五十二条の六十一の四第一項中
「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業
協同組合法第九十二条の五の二第二項」と、
同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ
中「次に」とあるのは「(2)又は(9)」と、同号ハ
(9)中、「農業協同組合法、水産業協同組合法、
協同組合による金融事業に関する法律、
信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又
は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」
とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)ま
で」とあるのは「(2)の」と、同号二中「次に」と
あるのは「(1)又は(8)」と、同号二(8)中「農業
協同組合法、水産業協同組合法、協同組合に
よる金融事業に関する法律、信用金庫法、労
働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工
組合中央金庫法」とあるのは「農業協同組合
法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(1)の」
と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」
とあるのは「前号ハ(2)又は(9)」と、同号ロ(5)中
「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(1)
又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第
一項中「第二十七項各号」とあるのは「農
業協同組合法第九十二条の五の二第二項各
号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「
行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十
七第一項中「第五十二条の六十一の二」とある
のは「農業協同組合法第九十二条の五の二第
一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若
しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項
及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五
十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組

合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と

と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三條第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六條第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第三百三条第二号」を「第三百三条第三号」に改め、同条第二項中「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改める。

第九十二条の九第一項中「第三百三条第二号」を「第三百三条第三号」に改める。

第九十七条の二中「承認」を「承認、登録、認定」に改める。

第九十八條第二項ただし書中「特定信用事業代理業者の下に」、「特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行業者協会」を加え、同条第

三項中「第五十二条の五十四第一項」の下に、「第九十二条の五の九において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項」を加える。

第九十九條の二に次の三号を加える。
六 第九十二条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けずに特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者
七 不正の手段により第九十二条の五の二第一項の登録を受けた者
八 第九十二条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者
第九十九條の三「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定に」、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。
三 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
第九十九條の五中「第二項又は」を「第二項、」に、「の規定に違反して」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又は」を「組合、」に、「に係る」を「又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。
第九十九條の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき

書類」を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十二条の五十四第一項の下に」若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第百条中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定」に改める。

第百条の二に次の一号を加える。
五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第百条の五第二号中「第五十二条の五十二」の下に「第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者
第百条の六第一項第一号中「第九十九條の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。」

の下に「第九十九條の三第三号」を加える。
第百一条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人を」、「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第九十七條又は」を「第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七條」に、「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三條第五項の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十三号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項第五十五号を第五十六号とし、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。
五十四 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。
第百三条第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
（水産業協同組合法の一部改正）
第三条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九十九條の二に次の一号を加える。
五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第百条の五第二号中「第五十二条の五十二」の下に「第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者
第百条の六第一項第一号中「第九十九條の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。」

の下に「第九十九條の三第三号」を加える。
第百一条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人を」、「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第九十七條又は」を「第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七條」に、「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三條第五項の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十三号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項第五十五号を第五十六号とし、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。
五十四 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。
第百三条第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
（水産業協同組合法の一部改正）
第三条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九十九條の二に次の一号を加える。
五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第百条の五第二号中「第五十二条の五十二」の下に「第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者
第百条の六第一項第一号中「第九十九條の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。」

の下に「第九十九條の三第三号」を加える。
第百一条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人を」、「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第九十七條又は」を「第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七條」に、「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三條第五項の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十三号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項第五十五号を第五十六号とし、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。
五十四 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。
第百三条第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
（水産業協同組合法の一部改正）
第三条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の三 指定紛争解決機関(第百二十一条の六―第百二十一条の九)」を「第七章の三 特定信用事業電子決済等代行業(第百二十一条の五の二―第百二十一条の五の九)」に改める。
四 指定紛争解決機関(第百二十一条の六―第百二十一条の九)

第十一條の十第一項中「この項の下に」及び第百二十一条の五の二第二項第二号を加える。

第百二十一条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁罰」に改める。

第百二十一条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第百三十一條第二号」を「第百三十一條第三号」に改め、同条第二項中「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改める。

第百二十一条の九第一項中「第百三十一條第二号」を「第百三十一條第三号」に改める。
第七章の三を第七章の四とし、第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三 特定信用事業電子決済等代行業

(登録)
第百二十一条の五の二 特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 組合(第百二十一条第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。以下この章において同じ。)に貯金の口座を開設している貯金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法に

より、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該組合に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二 組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報を取得し、これを当該貯金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(組合との契約締結義務等)
第百二十一条の五の三 特定信用事業電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務(当該組合に係るものに限る。次号において同じ。)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該組合と

当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

二 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に關する事項

三 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(組合による基準の作成等)
第百二十一条の五の四 組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(農林中央金庫と契約を締結する場合の特例)
第百二十一条の五の五 特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法(平成十三年

法律第九十三号)第九十五条の五の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約(農林中央金庫の会員である組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている組合に係るものに限る。)を締結した場合に、第百二十一条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。
(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定)
第百二十一条の五の六 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定信用事業電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。

二 特定信用事業電子決済等代行業者を社員(次条及び第百二十九条の八第五号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。
四 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の業務)
第百二十一条の五の七 認定特定信用事業電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が特定信用事業電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理

七 特定信用事業電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、特定信用事業電子決済等代行業の健全な発展及び特定信用事業電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業)

第二百一十一条の五の八 第二百一十一条の五の二

第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条十八項に規定する電子決済等代行業者(以下「電子決済等代行業者」という。)は、特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第二百一十一条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十三まで、第五十二条第五項並びに第五十六條第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項

の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定信用事業電子決済等代行業に關する銀行法の準用)

第二百一十一条の五の九 銀行法第七章の五第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。)、第五十三條第五項及び第五十六條第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業に關する電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定特定信用事業電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては組合について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「水産業協同組合特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、「(会員)」とあるのは「(協会員)」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第二項と、同法第五十二条の六十一の五第二項第一号ハ中「次」とあるのは「(3)又は(9)」と、同号ハ(9)中、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会

社商工組合中央金庫法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(2)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(3)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(2)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「(会員名簿)」とあるのは「(協会員名簿)」と、同条第三項中「(会員でない)」とあるのは「(協会員(水産業協同組合法第二百一十一条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない)」と、「(会員)」とあるのは「(協会員)」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五

の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二條の六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の五の第三項」と、同法第五十六條第十三号及び第十五号中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の五の第二項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二條の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十七條第二項ただし書中「特定信用事業代理業者」の下に、「特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行業者協会」を加え、同条第三項中「第五十二條の五十四第一項」の下に「、第二百一十一條の九において読み替えて準用する同法第五十二條の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二條の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二條の六十一の二十七第一項を加える。

第二百二十八條の二に次の三号を加える。
六 第二百一十一條の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業者を営んだ者
七 不正の手段により第二百一十一條の五の二第一項の登録を受けた者
八 第二百一十一條の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第二百二十八條の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中の規定を「又は第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第二百二十八條の五中「含む。又は」を「含む。」に、「の規定に違反して」を「又は第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又は」を「組合、」に、「に係る」を「又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。

第二百二十八條の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十二條の五十四第一項」の下に「若しくは第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第二百二十九條の六中「の規定」を「又は第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十五の規定」に改める。

第二百二十九條の七に次の一号を加える。
五 第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第二百二十九條の八第二号中「第五十二條の五

十二」の下に「、第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第三項若しくは第五十二條の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第二百二十九條の九第一項第一号中「第二百二十八條の三」の下に「第三号を除く。」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。」の下に「、第二百二十八條の三第三号」を加える。

第二百三十條第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人を」を「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第二百一十一條の三第三項」を「、第二百一十一條の三第三項若しくは第二百一十一條の五の八第二項」に、「規定又は」を「規定、第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項若しくは第五十三條第五項の規定若しくは」に改め、同項第四十六号中「第五十三号」を「第五十四号」に改め、同項第五十一号中「の規定」を「若しくは第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「又は第二百一十一條の五の九第一

項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項中第五十四号を第五十五号とし、第五十三号を第五十四号とし、第五十二号の次に次の一号を加える。
五十三 第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

第二百三十一條第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第四條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第九條の九第六項第一号の三の次に次の一号を加える。
一の四 会員である信用協同組合に係る協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六條の五の五第一項(信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)の契約の締結及び当該契約に係る同法第六條の五の六第一項(信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)の基準の作成

第六十九條の二第二項第三号中「(昭和二十四年法律第八十三号)」を削る。
第六十九條の五中「第七章の五」を「第七章の六」に、「(第十三号)」を「第十九号」に、「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改め

る。
(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第五条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

第六条の五第二項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に、「第十五条」を「第十七条」に改める。

第六条の五の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改め、同条を第六条の五の十一とする。

第六条の五の次に次の九条を加える。

(信用協同組合電子決済等代行業の登録)

第六条の五の二 信用協同組合電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「信用協同組合電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く)のいずれかを行う営業をいう。

一 信用協同組合等に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該信用協同組合等に対する指図(当該指図の内容のみを含む)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る)を受け、これを当該信用協同組合等に対して伝達すること。

二 信用協同組合等に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受

けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む)。

(信用協同組合等との契約締結義務等)

第六条の五の三 信用協同組合電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ)を営む者をいう。以下同じ)は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く)を行う前に、それぞれ当該各号の信用協同組合等との間で、信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該信用協同組合等に係る信用協同組合電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行業の業務(当該信用協同組合等に係るものに限る。次号において同じ)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合等と当該信用協同組合電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項

三 その他信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 信用協同組合等及び信用協同組合電子決済

等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用協同組合等による基準の作成等)

第六条の五の四 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第六条の五の五 信用協同組合電子決済等代行業者は、第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く)を行う前に、信用協同組合連合会との間で、信用協同組合電子決済等代行業に係る契約(当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合のうち、当該信用協同組合連合会が当該契約を締結する信用協同組合電子決済等代行業者が当該信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営むことについて同意をしている信用協同組合に係るものに限る)を締結した場合には、第六条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該信用協同

組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、信用協同組合電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる信用協同組合の名称

二 信用協同組合電子決済等代行業の業務(第一項の信用協同組合に係るものに限る。次号において同じ)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合、同項の契約を行つた信用協同組合連合会及び当該信用協同組合電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用協同組合及び同項の契約を行つた信用協同組合連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4 信用協同組合連合会は、信用協同組合電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用協同組合に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用協

同組合は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第六条の五の六 信用協同組合連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用協同組合の名称その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の信用協同組合は、第六条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をして、当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 信用協同組合連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定)

第六条の五の七 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次

に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務第三号及び第四号において「認定業務」という)を行う者として認定することができる。

一 信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。

二 信用協同組合電子決済等代行業者を社員(次条及び第十條の三第四号において「協会員」という)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の業務)

第六条の五の八 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用協同組合電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協會員の営む信用協同組合電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他の信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協會員の営む信用協同組合電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協會員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協會員の営む信用協同組合電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理

七 信用協同組合電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用協同組合電子決済等代行業の健全な発展及び信用協同組合電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業)

第六条の五の九 第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第十二條第一項において「電子決済等代行業者」という)は、信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他信用協同組合電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用協同組合電子決済等代行業の

廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用協同組合電子決済等代行業者とみなして、第六条の五の三から前条まで及び第七條の二第三項の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項及び第三項(変更の届出)、第五十二條の六十一の七第一項(廃業等の届出)、第五十二條の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二條の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二條の六十一の十二から第五十二條の六十一の十六まで「電子決済等代行業に關する帳簿書類、電子決済等代行業に關する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令」、第五十二條の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二條の六十一の二十一から第五十二條の六十一の三十三まで(會員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に關する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雑則)並びに第五十六條(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る)。(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第八條の二から第十四條までの規定を適用する。

この場合において、次条第一項において読み替へて準用する同法第五十二條の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若し

くは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)

第六条の五の十 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行業者協会の業務を除く。)(電子決済等代行業者及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定信用協同組合電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。)(中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項」と、同法第五十二条の六十一の五第二項第一号ハ中「次に」とあるのは「(4)又は(9)」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫

法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(4)までの」とあるのは「(4)の」と、同号二中「次に」とあるのは「(3)又は(8)」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(3)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(4)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(3)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の

六十一の十九」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の六第二号中「及び第六条の五第一項を」と、第六条の五第一項及び第六条の五の十第一項に改める。

第七条の二第二項中「金融破綻処理制度を」と「金融破綻処理制度」に改め、同条に次の一項を加える。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行業を開始したとき。

二 信用協同組合等との間で第六条の五の三第一項の契約を締結したとき。

三 信用協同組合連合会との間で第六条の五の五第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第七条の五中「又は」を、「登録、認定又は」に改める。

第八条の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

第九条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 第六条の五の二第二項の規定に違反して、登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んだ者

四 不正の手段により第六条の五の二第二項の登録を受けた者

五 第六条の五の九第四項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第二十七条又は」を「第二十七条、に、」の規定を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」

に、「違反した者を」違反したとき。」に改め、同条第二号中「違反した者を」違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第十号第一号中「又は第五十二条の五十一第一項を」と、第五十二条の五十一第一項又は第五十二条の六十一の十三に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項、に、」の規定を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、に」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項を加え、同条第四号中「第四十五号を」第四十五号第三項」に、「同条を」同項に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第十号の二の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員

の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十号の二の四を第十号の二の五とする。

第十号の二の三の次に次の一号を加える。

二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十号の三第一号中「若しくは第五十二条の五十二」を「第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十

一の七第一項に改め、同条に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十一條第一項第一号中「第九条の二」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項第四号中「第九条の下に」第九号の二(第三号)を加える。

第十二條第一項中「又は信用協同組合代理業者を」、「信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者に」、「が法人を」、「信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十三号中「第七条の二」を「第六条の五の九第二項若しくは第七条の二」に、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第十六

号中「第五十二条の五十五」の下に「第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」を加え、同項第十九号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三條第一項中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第十五条とする。

第十二條の次に次の二条を加える。

第十三條 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第十四條 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会と誤認

されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

(信用金庫法の一部改正)

第六條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三 指定紛争解決機関(第八十五条の四・第八十五条の五)」を「第九章の三 信用金庫電子決済等代行業(第八十五条の四・第八十五条の五)」に改める。

第九章の四 指定紛争解決機関(第八十五条の十二・第八十五条の十三)

第五十四條第四項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 会員である信用金庫に係る第八十五条の七第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十五条の八第一項の基準の作成

第九章の三中第八十五条の五を第八十五条の十三とする。

第八十五条の四第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「第八十九条第七項」を

は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。のいづれかを営むことをいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(一以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。

二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(一以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(金庫との契約締結義務等)

第八十五条の五 信用金庫電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営まな

ければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用金庫電子決済等代行業の業務(当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。に)関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 金庫及び信用金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(金庫による基準の作成等)

第八十五条の六 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(信用金庫連合会の会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第八十五条の七 信用金庫電子決済等代行業者は、第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、信用金庫連合会との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約(当該信用金庫連合会の会員である信用金庫のうち、当該信用金庫連合会が当該契約を締結する信用金庫電子決済等代行業者が当該信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことについて同意をしている信用金庫に係るものに限る。)を締結した場合には、第八十五条の五第一項の規定にかかわらず、当該信用金庫との間で同項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、信用金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業を営むことができる信用金庫の名称

二 信用金庫電子決済等代行業の業務(第一項の信用金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者へ損害が生じた場合における当該損害についての当該信用金庫、同項の契約を行つた信用金庫連合会及び当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得

した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用金庫及び同項の契約を行つた信用金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4 信用金庫連合会は、信用金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した信用金庫連合会及び信用金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用金庫連合会が会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第八十五条の八 信用金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用金庫の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の信用金庫は、第八十五条の六

第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該信用金庫を会員とする信用金庫連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 信用金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)

第八十五条の九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする

二 信用金庫電子決済等代行業者を社員(次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第八十五条の十 認定信用金庫電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等代行業を営

むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会の営む信用金庫電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会の営む信用金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取扱い情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会の営む信用金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 信用金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等代行業の健全な発展及び信用金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業)

第八十五条の十一 第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第一項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第九十一条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、信用金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に

掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3. 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他信用金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により信用金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業者を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十五条の五から前条まで及び第八十七条第三項の規定並びに第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届出)、第五十二条の六十一の七第三項(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業者に関する帳簿書類、電子決済等代行業者に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報提供、利用者からの苦情に関する対応、認

定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入

第八十六条中「及び第七項」を「第七項及び第九項」に、「又は」を「登録、認定又は」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

3 信用金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用金庫電子決済等代行業を開始したとき。

二 金庫との間で第八十五条の五第一項の契約を締結したとき。

三 信用金庫連合会との間で第八十五条の七
第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当する
とき。

第八十九条第二項中「第八十五条の四第一項」を、「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第八項中「第八十五条の四第一項第八号」を、「第八十五条の十二第一項第八号」に、「第八十五条の四第一項」を、「第八十五条の十二第一項」に、「第八十五条の四第二項」を「第八十五条の四第三項」に、「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の四第十五条の十二第一項」に、「第八十五条の四

一項第三号」を「第八十五条の十二第一項第三号」に、「第八十五条の四第三項」を「第八十五条の十二第三項」に、「第八十五条の五第一号」を「第八十五条の十三第一号」に、「第八十五条の五第二号」を「第八十五条の十三第二号」に、「第八十五条の五第三号」を「第八十五条の十三第三号」に、「第八十五条の五第四号」を「第八十五条の十三第四号」に、「第八十五条の四第一項第五号」を「第八十五条の十二第一項第五号」に、「第八十五条の四第二項第二号」に、「第八十五条の四第一項の」を「第八十五条の十二第一項の」に、「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二)(登録、第五十二条の六十一の十)(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行業業者協会の業務を除く。)(電子決済等代行業)及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定信用金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

8 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。)(中「電子決済等代行業者登録簿」とあるの

は「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、「会

第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。でない」と、「信用金庫法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会」とあるのは「第二号第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十五第二項中「信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、「同法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)」とあるのは「第五十二条の六十一の二十」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十第三号」と、同法第五十二条の六十一の二十とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第七項を」第七項又は第九項に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次の三号を加える。

五 第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十五条の四第一項の登録を受けた者

七 第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号

中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「第二十七号又は」を「第二十七条、」に、「の規定を」又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十条の三第一号中「又は第五十二条の五十第一項を」第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項」に、「の規定を」若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項を加え、同条第四号中「第四十五号を」第四十五号第三項に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十条の四の六を第九十条の四の七とし、第九十条の四の五を第九十条の四の六とする。

第九十条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十条の四の四を第九十条の四の五とする。

第九十条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五第一号中「第五十二条の五十二」の下に、「第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十条の七第一項第一号中「第九十条の二」の下に「第三号を除く。」を加え、同項第四号中「第九十条、」を「第九十条、第九十条の二第三号、」に、「第九十条の四の四」を「第九十条の四の五」に改める。

第九十一条第一項中「又は信用金庫代理業者」を「信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者に」が法人を、信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人に改め、「清算人」の下に「又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「会員」に改め、同項第七号中「採らなかつた」を「とらなかつた」に改め、同項第十四号中「第五十八条第三項」の下に「

第八十五条の十一第二項」を加え、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第六項」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に、「第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項を加え、同項第二十八号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定に改める。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(労働金庫法の一部改正)

第七条 労働金庫法昭和二十八年法律第二百一十七号の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の四 指定紛争解決機関(第八十九条の五・第八十九条の六)」を「第九章の四 労働金庫電子決済等代行業(第八十九条の五・第八十九条の六)」に改める。

第五十八条の二第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 会員である労働金庫に係る第八十九条の八第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十九条の九第一項の基準の作成

第九章の四中第八十九条の六を第八十九条の

第十四とする。

第八十九条の五第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第八号中「第

百三十三号第二号を「第百三十三号第三号」に、「第九十四号第五項」を「第九十四号第七項」に改め、同条第二項及び第四項中「第九十四号第五項」を「第九十四号第七項」に改め、同条を第八十九条の十三とする。

第九章の四を第九章の五とし、第九章の三の次に次の一章を加える。

第九章の四 労働金庫電子決済等代行業

(登録)

第八十九条の五 労働金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「労働金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令・厚生労働省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。

二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(金庫との契約締結義務等)

第八十九条の六 労働金庫電子決済等代行業者

(前条第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業 同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業の業務(当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

二 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる措置に關する事項

三 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

3 金庫及び労働金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(金庫による基準の作成等)

第八十九条の七 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府

令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(労働金庫連合会の会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第八十九条の八 労働金庫電子決済等代行業者は、第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)を行う前に、労働金庫連合会との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約(当該労働金庫連合会の会員である労働金庫のうち、当該労働金庫連合会が当該労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業者を営むことについて同意をしている労働金庫に係るものに限る。)を締結した場合に、第八十九条の六第一項の規定にかかわらず、当該労働金庫との間で同項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、労働金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業を営むことができる労働

金庫の名称

二 労働金庫電子決済等代行業の業務(第一項の労働金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該労働金庫、同項の契約を行つた労働金庫連合会及び当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

三 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の労働金庫及び同項の契約を行つた労働金庫連合会が行うことができる措置に關する事項

四 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

4 労働金庫連合会は、労働金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の労働金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した労働金庫連合会及び労働金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の労働金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(労働金庫連合会が会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第八十九条の九 労働金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の労働金庫の名称その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、

内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の労働金庫は、第八十九条の七第一項に規定する基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該労働金庫を会員とする労働金庫連合会の名称その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 労働金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定)

第八十九条の十 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、労働金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 労働金庫電子決済等代行行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 労働金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第百条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の業務)

第八十九条の十一 認定労働金庫電子決済等代行事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が労働金庫電子決済等代行行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む労働金庫電子決済等代行行業に關し、契約の内容の適正化その他労働金庫電子決済等代行行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む労働金庫電子決済等代行行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 労働金庫電子決済等代行行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む労働金庫電子決済等代行行業に關する利用者からの苦情の処理

七 労働金庫電子決済等代行行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、労働金庫電子決済等代行行業の健全な発展及び労働金庫電子決済等代行行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行行業)

第八十九条の十二 第八十九条の五第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条十八項（定義等）に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第百一条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、労働金庫電子決済等代行行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行行業を営もうとするときは、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定により労働金庫電子決済等代行行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣及び厚生労働大臣の処分違反した場合その他労働金庫電子決済等代行行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、労働金庫電子決済等代行行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により労働金庫電子決済等代行行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十九条の六から前条まで及び第九十一条第三項の規定並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更の届出、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで）電子決済等代行行業に關する帳簿書類、電子決済等代行行業に關する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に關する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十六條（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第九十四条第五項において読み替へて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十一条に次の一項を加える。

3 労働金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 労働金庫電子決済等代行行業を開始したと

二 金庫との間で第八十九条の六第一項の契約を締結したとき。

二 労働金庫連合会との間で第八十九条の八第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

第九十四条第二項中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第六六項中「第八十九条の五第一項第八号」を「第八十九条の十三第一項第八号」に、「第八十九条の五九条の十三第一項第八号」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に、

「第八十九条の五第二項」を「第八十九条の十三第二項」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に、「第八十九条の五第三項」を「第八十九条の十三第三項」に、「第八十九条の六第一項」を「第八十九条の十四第一項」に、「第八十九条の六第二項」を「第八十九条の十四第二項」に、「第八十九条の六第三項」を「第八十九条の十四第三項」に、「第八十九条の六第四項」を「第八十九条の十四第四項」に、「第八十九条の五第一項第五号」を「第八十九条の十三第一項第五号」に、「第八十九条の五第一項第二号」を「第八十九条の十三第一項第二号」に、「第八十九条の五第一項第一号」を「第八十九条の十三第一項第一号」に改め、同項を同条第七項九条の十三第一項に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二)(登録、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九 認定電子決済等代行業業者)の協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十

 τ_0

前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三「第一項中「前条」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の四「第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の五「第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(6)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(5)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(5)の」と、

要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条の三第二号中「及び第三項」を、第三項及び第五項」に改める。

第九十七條第一項中又は銀行法第五十二條の五十三を若しくは銀行法第五十二條の五十三に、「の規定」を若しくは銀行法第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項（報告又又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二條の六十一の十五第一項若しくは第二項（立入検査）又は銀行法第五十二條の六十一の二十七第一項（立入検査等）の規定に改める。

第百条中第六号を第九号とし、同条第五号中

「又は第五項」を、「第五項又は第七項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五、第八十九条の五第一項の規定に違反して、登録を受けないで労働金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十九条の五第一項の登録を受けた者

七 第八十九条の十二第四項の規定による労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第百条の二「該当する」の下に場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「若しくは第五十二条の五十六第一項を」、第五十二条の五十六第一項若しくは第五十二条の六十一の十七第一項に、「違反した者」を「違反した者」を」とき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二條の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百条の三第一号中「第二項若しくは」を「第二項、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第二号中「又は第五十二条の五十一第一項」を「第五十二條の五十一第一項」を、「第五十二條の五十一第一項又は第五十二條の六十一の十三に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定を」若しくは第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第四号中「第四十五条を」第四十五条第三項に、「同条」を「同項に改め、同条第六号中「又はを」若しくは」に改め、「書類の下に」又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第百条の四の六を第百条の四の七とし、第百条の四の五を第百条の四の六とする。

第百条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第七一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百条の四の四を第百条の四の五とする。

第百条の四の三の次に次の一条を加える。

第百条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の五第一号中「第五十二條の五十二の下に」第五十二條の六十一の六第三項、第五十二條の六十一の七第一項を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百条の七第一項第一号中「第百条の二」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項第四号中「第百条」を「第百条、第百条の二第三号」に、「第百条の四の四」を「第百条の四の五」に改める。

第百一条第一項中「又は労働金庫代理業者を」労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代

目次中「第九章の三 指定紛争解決機関(第九十五条の六―第九十五条の八)」を「第九章の三 農林中央金庫電子決済等代行業等(第九十五条の五の二―第九十五条の五の十)」に改める。

第五十四條第四項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 会員である第三條第五項各号に掲げ

行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人を」労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人に改め、「清算人」の下に「又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「会員」に改め、同項第十四号中「第六十二條第三項の下に」第八十九條の十二第二項を加え、「若しくは第五十二條の六十一第三項」を「第五十二條の六十一第三項若しくは第五十二條の六十一の六第一項」に改め、同項第二十五号中「の規定による」を「第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項の規定による」に改め、同項第二十七号中「の規定を」又は第五十二條の六十一の十二の規定に改める。

第百二條の二の次に次の一条を加える。

第百二條の三 正当な理由がないのに銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第百三條第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同条同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(農林中央金庫法の一部改正)
第八條 農林中央金庫法平成十三年法律第九十三号の一部を次のように改正する。

第九條の三 指定紛争解決機関(第九十五条の六―第九十五条の八)」を「第九章の三 農林中央金庫電子決済等代行業等(第九十五条の五の二―第九十五条の五の十)」に改める。

第九條の四 指

る者(第九十五条の五の五及び第九十五条の五の六において「会員農水産業協同組合等」という。)に係る第九十五条の五の五第

一項の契約の締結及び当該契約に係る第九十五条の五の六第一項の基準の作成

第五十七條第一項中「この項の下に」及び第九十五条の五の二第二項第二号を加える。

第八十二條第一項中「及び」を「第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者、第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会、第九十五条の五の九第一項に規定する電子決済等代行業者及び」に改め、同条第三項中「並びに」を「第九十五条の五の十において読み替えて準用する同法第五十二條の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二條の六十一の二十七第一項並びに」に改める。

第九十五条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十五条の七第三号中「第九十九条の二の六」を「第九十九条の二の七」に改める。

第九十五条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改める。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 農林中央金庫電子決済等代行業等

(登録)

第九十五条の五の二 農林中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「農林中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 農林中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(一以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと(農林中央金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。))の伝達(当該指図の内容の伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを農林中央金庫に対して伝達すること。

二 農林中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、農林中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(農林中央金庫との契約締結義務等)
第九十五条の五の三 農林中央金庫電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従って農林中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 農林中央金庫電子決済等代行業の業務に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての農林中央金庫と当該農林中央金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

二 当該農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に關する情報の適正な

取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 農林中央金庫及び農林中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(農林中央金庫による基準の作成等)

第九十五条の五の四 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって農林中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって、第一項の基準を満たす農林中央金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(特定信用事業電子決済等代行業者が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第九十五条の五の五 農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者(以下この条及び次

条において「特定信用事業電子決済等代行業者」と総称する。)は、農業協同組合法第九十二条の五の三第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の三第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従って、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる会員農水産業協同組合等の名称

二 特定信用事業電子決済等代行業の業務(第一項の会員農水産業協同組合等に係る

ものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該会員農水産業協同組合等、農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の会員農水産業協同組合等及び農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項

四 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

4 農林中央金庫は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した農林中央金庫及び特定信用事業電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(農林中央金庫が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第九十五条の五の六 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の会員農水産業協同組合等の名称その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、イン

ターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の会員農水産業協同組合等は、農業協同組合法第九十二条の五の四第一項又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨その他の主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 農林中央金庫は、前条第一項の契約の締結に当たって、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)

第九十五条の五の七 主務大臣は、政令で定めるところにより、農林中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 農林中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 農林中央金庫電子決済等代行業者を社員(次条及び第九十九条の三第四号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実にを行うに必要な

業務の実施の方法を定めていること。
四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第九十五条の五の八 認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が農林中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他の農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理

七 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫電子決済等代行業の健全な発展及び農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業)

第九十五条の五の九 第九十五条の五の二第一

項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第十八項に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第百条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、農林中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の第三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む場合において、当該電子決済等代行業者を農林中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第九十五条の五の三、第九十五条の五の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十

一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三條第五項並びに第五十六條(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農林中央金庫電子決済等代行業に關する銀行法の準用)

第九十五条の五の十 銀行法第七章の五第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十(十を除く)、第五十三條第五項及び第五十六條第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行業に關するものについて、電子決済等代行業者に係るものについて、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは

「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)に」と、同号ハ(9)中、「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相當する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(6)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(6)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(7)又は(9)と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(6)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項各号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条

の五の八第三号」と、同法第五十三條第五項中「第五十二條の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の五の三第一項又は第九十五條の五の五第一項」と、同法第五十六條第十三号及び第十五号中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の五の二第一項」と、同法第六号及び第十七号中「第五十二條の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八條の二に次の三号を加える。

六 第九十五條の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで農林中央金庫電子決済等代行業を営んだ者

七 不正の手段により第九十五條の五の二第一項の登録を受けた者

八 第九十五條の五の九第四項の規定による農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十八條の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九條中「受けた者」の下に「若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者と農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた

者」を加え、同条第一号中「又は準用銀行法第五十二條の五十第一項」を「準用銀行法第五十二條の五十第一項若しくは第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十三に改め、同条第三号中「第二項若しくは第二項、」に、「の規定」を「若しくは第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第四号中「第二項若しくは第二項、」に改め、「第五十二條の五十四第一項」の下に「若しくは第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十九條の三第一号中「若しくは第九十五條の八第一項」を「第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第三項若しくは第五十二條の六十一の七第一項若しくは第九十五條の八第一項」に、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十九條の四第一項第一号中「第九十八條の三」の下に「(第三号を除く。）」を加え、同項第五号中「除く。」の下に「第九十八條の三第三号」を加え、「第九十九條の二の四」を「第九十九條の二の五」に改める。

第百條第一項中「又は農林中央金庫代理業者」を「農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十九號の二中「若しくは第九十五條の三第三項若しくは」を「第九十五條の三第三項若しくは第九十五條の五の九第二項、」に改め、「第五十二條の二の九」を削り、「の規定」を「若しくは第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一

の六若しくは第五十三條第五項の規定」に改め、「公告若しくは掲示」を削り、同項第十九號の六中「の規定」を「又は第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同号を同項第十九號の七とし、同項第十九號の五中「の規定」を「若しくは第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十二の規定」に改め、同号を同項第十九號の六とし、同項第十九號の四を第十九號の五とし、第十九號の三の次に次の一号を加える。

十九の四 準用銀行法第五十二條の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第百條の二の次に次の一条を加える。

第百條の三 正当な理由がないのに第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第百二條第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第九條 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 監督(第五十六條—第六十條)」を「第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業(第六十條の二—第六十條の三十四)」に改める。

第五十六条第一項中「及び代理組合等」を、「代理組合等、第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者、同条第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会及び第六十条の三十二第二項に規定する電子決済等代行業者」に改め、同条第二項ただし書中「から第六十一条まで」を、「第六十条、第六十条の三、第六十条の四第一項、第六十条の五から第六十条の八まで、第六十条の九第一項、第六十条の十五、第六十条の十六第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の十八、第六十条の十九第一項及び第二項、第六十条の二十、第六十条の二十一、第六十条の二十四、第六十条の二十九第一項、第六十条の三十、第六十条の三十一、第六十条の三十二第二項から第四項まで、第六十条の三十三、第六十一条」に改め、同条第三項中「及び第五十八条」を、「第五十八条、第六十条の十七及び第六十条の二十九」に改め、同条第五項ただし書中「次条第二項」の下に、「第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十六第一項、第六十条の三十一」を加える。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業

(定義)

第六十条の二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 商工組合中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの商工組合中央金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみ)の伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを商工組合中央金庫に対して伝達すること。

二 商工組合中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、商工組合中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

2 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」とは、次条の登録を受けて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。

3 この章において「認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会」とは、第六十条の二十一の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

(登録)

第六十条の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)

第六十条の四 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第六十条の六において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員(外国法人

にあつては、外国の法令上これと同様に取扱い扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十条の六第一項各号(第一号口を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類

四 その他主務省令で定める書類

(登録の実施)

第六十条の五 主務大臣は、第六十条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ニ 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又はこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

ホ この法律、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)、信用金庫法、労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)、銀行法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 外国法人であつて日本における代表者

を定めていない者

口 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4) 法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(5) 法人が第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

(6) 前号ハからホまでのいずれかに該当する者
三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
ロ 前号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当

する者

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第六十条の七 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（開業等の届出）
第六十条の八 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を開始したとき、商工組合中央金庫との間で第六十条の十二第一項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（廃業等の届出）
第六十条の九 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
一 商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の承継を

させたとき、若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき
その商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、その相続人

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

（利用者に対する説明等）
第六十条の十 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く）を行うときは、主務省令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の権限に関する事項

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項
四 商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

五 その他主務省令で定める事項
2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、

商工組合中央金庫電子決済等代行業に関し、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業と商工組合中央金庫が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者の誠実義務）
第六十条の十一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

（商工組合中央金庫との契約締結義務等）
第六十条の十二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く）を行う前に、商工組合中央金庫との間で、商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての商工組合中央金庫と当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に商工組合中央金庫が行うことができる措置に

関する事項

三 その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(商工組合中央金庫による基準の作成等)

第六十条の十三 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって商工組合中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって、第一項の基準を満たす商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第六十条の十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書)

第六十条の十五 商工組合中央金庫電子決済等

代行業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第六十条の十六 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第六十条の十七 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職

員に当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第六十条の十八 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方

法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができ。

(登録の取消し等)

第六十条の十九 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が第六十条の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反したとき、その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者の所在(法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、主務省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から申出がないときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の第六十条の三の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第六十条の二十 主務大臣は、次に掲げる場合には、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。

二 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録がその効力を失ったとき。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)

第六十条の二十一 主務大臣は、政令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この章において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者を社員(以下この章及び第七十四条の二第二号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第六十条の二十二 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等

代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理

七 商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全な発展及び商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務
(会員名簿の縦覧等)

第六十条の二十三 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会でない者(銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く)は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の会員でない者(銀行法第二十九条の十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く)は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(利用者の保護に資する情報の提供)

第六十条の二十四 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、第六十条の三十一

の規定により主務大臣から提供を受けた情報のうち商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に關する対応)

第六十条の二十五 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者から会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会への報告等)

第六十条の二十六 会員は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が行った利用者の保護に欠ける行為に關する情報その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として主務省令で定めるものを取得したときは、これを認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に報告しなければならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業

者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十条の二十七 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という)は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の役員等は、その職務に關して知り得た情報を、認定業務(当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会が銀行法第五十二条の六十一の十九の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第六十条の二十八 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一条第一項各号に掲げる事項及び第六十条の二十一第二号に規定する定款の定め

のほか、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第六十条の二十二第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第六十条の二十九 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に

当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会が事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に対する監督命令等)

第六十条の三十 主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会への情報提供)

第六十条の三十一 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の求めに応じ、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして主務省令で定める情報を提供することができる。

(電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業)

第六十条の三十二 第六十条の三の規定にか

わらず、銀行法第二十八条に規定する電子決済等代行業者(以下この条、次条第七号及び第七十六号において「電子決済等代行業者」という。)は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第六十条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 電子決済等代行業者が第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項、第六十条の十から第六十条の十八まで、第六十条の十九第一項、第六十条の二十一から前条まで、次条(第一号を除く)並びに第六十条の三十四の規定並びにこれらの規定に係る第十章の規定を適用する。この場合において、第六十条の十九第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第六十条の三の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務大臣の告示)

第六十条の三十三 次に掲げる場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録が効力を失つたとき。

二 第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 第六十条の十九第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。

四 第六十条の二十一の規定による認定をしたとき。

五 第六十条の三十第二項の規定により第六十条の三十一の認定を取り消したとき。

六 第六十条の三十第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 前条第四項の規定により電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第六十条の三十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条中「又は承認」を「承認、登録又は認定」に改める。

第七十条に次の三号を加える。

三 第六十条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで商工組合中央金庫電子決済等代行業(第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。第五号において同じ。)を営んだとき。

四 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

五 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条、第六十条又は第六十条の十九第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第六十条の三十第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第七十二条第一号中「第十条若しくは」を「第十条」に、「の規定」を若しくは第六十条の十六第一項若しくは第二項の規定に改め、同条第二号中「若しくは第五十八条第一項若しくは第二項」を「第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第五十一条の下に」若しくは第六十条の十五を加え、「同条」を「これら」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第六十条の四第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 第六十条の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条に次の一号を加える。

五 第六十条の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは

六十一の二の登録の申請をした場合においてその期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。）とする。

前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を特定信用事業電子決済等代行業者（新農業協同組合法第九十二条の五の第三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。）以下この条において同じ。）とみなして、新農業協

同組合法(第九十二条の五の三から第九十二条の五の五までを除く。)の規定を適用する。この場合において、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新農業協同組合法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から前条第四項に規定する政令で定める日までにおける新農業協同組合法第九十二条の五の三及び第九十二条の五の六(第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項中「同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)を行う営業をいう。以下この条から第九十二条の五の五までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第九十二条の五の五までにおいて同じ」と、「同号」と、「行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新農業協同組合法第九十二条の五の六中「特定信用事業

電子決済等代行業者が」とあるのは「特定信用事業電子決済等代行業者(第九十二条の五の二第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置) 第四条 この法律の施行の際現に特定信用事業電子決済等代行業(第三条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。))第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新水産業協同組合法第二百一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新水産業協同組合法第二百一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新水産業協同組合法第二百一条の五の二第二項の規定にかかわらず、当該特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条

の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を特定信用事業電子決済等代行業者(新水産業協同組合法第二百一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)とみなして、新水産業協同組合法(第二百一条の五の三から第二百二十一の五の五までを除く。)の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第二百一条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「水産業協同組合法第二百一条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新水産業協同組合法第二百一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新水産業協同組合法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新水産業協同組合法第二百一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新水産業協同組合法第二百一条の五の二第二項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新水産業協同組合法第二百一条の五の三及び第二百一条の五の六(第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新水産業協同組合法第二百一条の五の三第一項中「同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。

以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)を行う営業をいう。以下この条から第二百一条の五の五までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第二百一条の五の五までにおいて同じ」と、「同号」と、「行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新水産業協同組合法第二百一条の五の六中「特定信用事業電子決済等代行業者が」とあるのは「特定信用事業電子決済等代行業者(第二百一条の五の二第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新水産業協同組合法第二百一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五条 この法律の施行の際現に信用協同組合電子決済等代行業(第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同組合金融事業法」という。))第六十六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新協同組合金融事業法第六十六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新

協同組合金融事業法第六條の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該處分のあつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新協同組合金融事業法第六條の五の第二項の規定にかかわらず、当該信用協同組合電子決済等代行行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二條の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同條の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする）。

2 前項の規定により信用協同組合電子決済等代行行業を営むことができる場合においては、その者を信用協同組合電子決済等代行行業者（新協同組合金融事業法第六條の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新協同組合金融事業法（第六條の五の三から第六條の五の六までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新協同組合金融事業法第六條の五の十第一項において読み替へて準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項中「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「信用協同組合電子決済等代行行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替へて適用される新協同組合金融事業法第六條の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新協同組合金融事業法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新協同組合金融事業法第六條の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七

第一項の規定により新協同組合金融事業法第六條の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二條第四項に規定する政令で定める日までにおける新協同組合金融事業法第六條の五の三及び第六條の五の五並びに第六條の五の七（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新協同組合金融事業法第六條の五の三第一項中「同條第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行行業をいう。以下」とあるのは「同條第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う營業をいう。以下この條から第六條の五の六までにおいて」と、「同じ。」は、「同條第二項各号」とあるのは「この條から第六條の五の六までにおいて同じ。」は、「同號」と、「行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同號」と、新協同組合金融事業法第六條の五の五第一項中「第六條の五の二第二項各号」とあるのは「第六條の五の二第二項第一号」と、新協同組合金融事業法第六條の五の七中「信用協同組合電子決済等代行行業者」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行行業者（第六條の五の二第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行行業（同條第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行行業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新協同組合金融事業法第六條の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 この法律の施行の際現に信用金庫電子決済等代行行業（第六條の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）第八十五條の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用される新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により信用金庫電子決済等代行行業の全部の廃止を命ぜられた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新信用金庫法第八十五條の四第一項の規定にかかわらず、当該信用金庫電子決済等代行行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二條の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同條の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする）。

2 前項の規定により信用金庫電子決済等代行行業を営むことができる場合においては、その者を信用金庫電子決済等代行行業者（新信用金庫法第八十五條の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新信用金庫法（第八十五條の五から第八十五條の八までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九條第七項において読み替へて準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項中「信用金庫法第八十五條の四第一項の登録を取り消し」とあるのは、「信用金庫電子決済等代行行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替へて適用される新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により信用金庫電子決済等代行行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新信用金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により新信用金庫法第八十五條の四第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二條第四項に規定する政令で定める日までにおける新信用金庫法第八十五條の五及び第八十五條の七並びに第八十五條の九（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新信用金庫法第八十五條の五第一項中「同條第二項に規定する信用金庫電子決済等代行行業をいう。以下」とあるのは「同條第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う營業をいう。以下この條から第八十五條の八までにおいて」と、「同じ。」は、「同條第二項各号」とあるのは「この條から第八十五條の八までにおいて同じ。」は、「同號」と、「行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同號」と、新信用金庫法第八十五條の七第一項中「第八十五條の四第二項各号」とあるのは「第八十五條の四第二項第一号」と、新信用金庫法第八十五條の九中「信用金庫電子決済等代行行業者」とあるのは「信用金庫電子決済等代行行業者（第八十五條の四第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行行業（同條第二項に規定する信用金庫電子決済等代行行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定信用金庫電子決済等代行行業者協会又は認定信用

金庫電子決済等代行業者協会の協会員である
と誤認されるおそれのある文字を使用している
者については、新信用金庫法第八十九条第七項
において準用する新銀行法第五十二条の六十一
の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日か
ら起算して六月間は、適用しない。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に労働金庫電子決
済等代行業(第七条の規定による改正後の労働
金庫法(以下「新労働金庫法」という。))第八十九
条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代
行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、施
行日から起算して六月間(当該期間内に新労働
金庫法第九十四条第五項において準用する新銀
行法第五十二条の六十一の五第一項の規定によ
る登録の拒否の処分があったとき、又は次項の
規定により読み替えて適用される新労働金庫法
第九十四条第五項において準用する新銀行法第
五十二条の六十一の十七第一項の規定により労
働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜら
れたときは、当該処分のあった日又は当該廃止
を命ぜられた日までの間)は、新労働金庫法第
八十九条の五第一項の規定にかかわらず、当該
労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。
その者がその期間内に同項又は新銀行法第
五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合
において、その期間を経過したときは、その申
請(その者がその期間内に同項及び同条の登録
の申請をした場合にあつては、同項の申請)に
ついて登録又は登録の拒否の処分があるまでの
間も、同様とする。

2 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業
を営むことができる場合においては、その者を
労働金庫電子決済等代行業者(新労働金庫法第
八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決
済等代行業者をいう。以下同じ。)とみなして、
新労働金庫法第八十九条の六から第八十九条
の九までを除く。の規定を適用する。この場合
において、新労働金庫法第九十四条第五項にお

いて読み替えて準用する新銀行法第五十二条の
六十一の十七第一項中「労働金庫法第八十九条
の五第一項の登録を取り消し」とあるのは、「(労
働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ)」
とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定
める。

3

前項の規定により読み替えて適用される新勞
働金庫法第九十四条第五項において準用する新
銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定
により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止
を命ぜられた場合における新労働金庫法及び新
銀行法の規定の適用については、当該廃止を命
ぜられた者を新労働金庫法第九十四条第五項に
おいて準用する新銀行法第五十二条の六十一の
十七第一項の規定により新労働金庫法第八十九
条の五第一項の登録を取り消された者と、当該
廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日と
みなす。

4

施行日から附則第二条第四項に規定する政令
で定める日までにおける新労働金庫法第八十九
条の六及び第八十九条の八並びに第八十九条の
十(第二項の規定により適用する場合を含む。)
の規定の適用については、新労働金庫法第八十
九条の六第一項中「同条第二項に規定する労働
金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは
「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定
する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除
く。以下この項において同じ。))を行う営業をい
う。以下この条から第八十九条の九までにおい
て」と、「同じ」は、同条第二項各号とあるのは
「この条から第八十九条の九までにおいて同
じ」は、同号と、「行為(同項に規定する内閣
府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)」と
あるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とある
のは「同号」と、新労働金庫法第八十九条の八第
一項中「第八十九条の五第二項各号」とあるのは
「第八十九条の五第二項第一号」と、新労働金庫
法第八十九条の十中「労働金庫電子決済等代行
業者が」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業

者(第八十九条の五第一項の登録を受けて労働
金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する
労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))
を営む者をいう。以下同じ。が」とする。

5

この法律の施行の際現にその名称中に認定勞
働金庫電子決済等代行業者協会又は認定労働
金庫電子決済等代行業者協会の協会員である
と誤認されるおそれのある文字を使用している
者については、新労働金庫法第九十四条第五項
において準用する新銀行法第五十二条の六十一
の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日か
ら起算して六月間は、適用しない。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に農林中央金庫電
子決済等代行業(第八条の規定による改正後の
農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」とい
う。))第九十五条の五の二第二項に規定する農林
中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。
を営んでいる者は、施行日から起算して六月間
(当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の
五の十第一項において準用する新銀行法第五十
二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒
否の処分があったとき、又は次項の規定により
読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十
五条の五の十第一項において準用する新銀行法
第五十二条の六十一の十七第一項の規定により
農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を
命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当
該廃止を命ぜられた日までの間)は、新農林中
央金庫法第九十五条の五の二第一項の規定にか
かわらず、当該農林中央金庫電子決済等代行業
を営むことができる。その者がその期間内に同
項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録
の申請をした場合において、その期間を経過し
たときは、その申請(その者がその期間内に同
項及び同条の登録の申請をした場合にあつて
は、同項の申請)について登録又は登録の拒否
の処分があるまでの間も、同様とする。

2

前項の規定により農林中央金庫電子決済等代

行業を営むことができる場合においては、その
者を農林中央金庫電子決済等代行業者(新農林
中央金庫法第九十五条の五の三第一項に規定す
る農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。以
下同じ。)とみなして、新農林中央金庫法(第九
十五条の五の三から第九十五条の五の六までを
除く。の規定を適用する。この場合において、
新農林中央金庫法第九十五条の五の十において
読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十
一の十七第一項中「農林中央金庫法第九十五
条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは
「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の
廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

3

前項の規定により読み替えて適用される新農
林中央金庫法第九十五条の五の十第一項におい
て準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七
第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代
行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新
農林中央金庫法及び新銀行法の規定の適用につ
いては、当該廃止を命ぜられた者を新農林中央
金庫法第九十五条の五の十第一項において準用
する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項
の規定により新農林中央金庫法第九十五条の五
の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃
止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみ
なす。

4

施行日から附則第二条第四項に規定する政令
で定める日までにおける新農林中央金庫法第九
十五条の五の三及び第九十五条の五の五並びに
第九十五条の五の七第二項の規定により適用
する場合を含む。の規定の適用については、新
農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項中
「同条第二項に規定する農林中央金庫電子決
済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二
項第一号に掲げる行為(同項に規定する主務省令
で定める行為を除く。以下この項において同
じ。))を行う営業をいう。以下この条から第九十
五条の五の六までにおいて」と、「同じ」は、同

条第二項各号」とあるのは「この条から第九十五条の五の六までにおいて同じ。」は、同号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項中「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の七中「農林中央金庫電子決済等代行業者が」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者（第九十五条の五の二第二項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫電子決済等代行業（第九条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（以下「新商工組合中央金庫法」という。）第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の六第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新商工組合

中央金庫法第六十条の三の規定にかかわらず、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同条又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の三及び新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合にあっては、新商工組合中央金庫法第六十条の三の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を商工組合中央金庫電子決済等代行業者（新商工組合中央金庫法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新商工組合中央金庫法（第六十条の十二及び第六十条の十三を除く。）の規定を適用する。この場合において、新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項中「第六十条の三の登録を取り消し」とあるのは、「商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新商工組合中央金庫法及び新銀行法の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により新商工組合中央金庫法第六十条の三の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消の日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新商工組合中央金庫法第六十条の十二の規定の適用については、同条第一項中「は、第六十条の二第一項各号」とあるのは「（第六十条の二第一項第一号」と、「を」と

あるのは「以下この項において同じ。」を行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）、同号に掲げる行為を」と、「商工組合中央金庫電子決済等代行業に」とあるのは「商工組合中央金庫電子決済等代行業（同号に掲げる行為を行うものに限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。）とする。」

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新商工組合中央金庫法第六十条の二十三第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（銀行等による方針の決定等）

第十条 銀行等（銀行、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）は、公布の日から起算して九月を経過する日までに、主務省令で定めるところにより、電子決済等代行業者等（電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電

子決済等代行業者をいう。以下同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる銀行等の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一 銀行 内閣総理大臣

二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

三 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九十二条の五の三第一号の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣

五 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣

六 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

七 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

八 株式会社商工組合中央金庫 経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣

（銀行等の努力義務）

第十一条 電子決済等代行業者等との間で新銀行法第五十二条の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新水産業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六十条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六十条の五の三第一項、新信用金庫法第八十五条の五の五第一項、新信用金庫法第八十五条の五の五第一項、新労働金庫法第八十九条の六第一項、新労働金庫法第八十九条の六第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一

項、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第一項の契約を締結しようとする銀行等は、附則第二条第四項に規定する政令で定める日まで、当該電子決済等代行業者等が、その営む電子決済等代行業者等(電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ)の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取付することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業者等を含むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

2 前項に規定する「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報を用いる。

(無尽業法の一部改正)

第十二条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二の三第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十四条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「適用除外」の下に、「第七章の五(電子決済等代行業者)」を、「業務規程」の下に「第五十三条第五項(届出事項)」を、「第五十六条第四号」の下に「及び第十三号から第十八号まで」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号の次に次のように加える。

三十六の二 電子決済等代行業者等の登録又は認定電子決済等代行業者協会等の認定		
(一) 銀行法第五十二条の六十一の二(登録)の電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 信用金庫法第八十五条の四第一項(登録)の信用金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(三) 労働金庫法第八十九条の五第一項(登録)の労働金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(四) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項(信用協同組合電子決済等代行業者の登録)の信用協同組合電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(五) 銀行法第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)の認定電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

(六) 信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(七) 労働金庫法第八十九条の十(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(八) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定)の認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

九十三の二 農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会等の認定		
(一) 農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項(登録)の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 農業協同組合法第九十二条の五の二第二項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(三) 水産業協同組合法第二十一条の五の二第二項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(四) 農林中央金庫法第九十五条の五の七(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(五) 農業協同組合法第九十二条の五の六(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定)の認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(六) 水産業協同組合法第二十一条の五の六(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定)の認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

九十六の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定		
(一) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三(登録)の商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項中「又は同法」を若しくは同法に改め、「届出」の下に「又は同法第五十二條の六十一の二の登録若しくは同法第五十二條の六十一の六第一項の届出を加え、同表の一の四の項中「又は同法」を若しくは同法に改め、「届出」の下に「又は信用金庫法第八十五條の四第一項の登録若しくは同法第八十九條第七項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出を加え、同表の一の五の項中「又は同法」を若しくは同法に改め、「届出」の下に「又は労働金庫法第八十九條の五第一項の登録若しくは同法第九十四條第五項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出を加え、同表の一の六の項中「又は同法」を若しくは同法に改め、「届出」の下に「又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録若しくは同法第六條の五

の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出を加え、同表の一の七の項中「又は同法」を若しくは同法に改め、「届出」の下に「又は農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の登録若しくは同法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出を加え、同表の一の八の項中「又は同法」を若しくは同法に改め、「届出」の下に「又は水産業協同組合法第二百一十一條の五の二第一項の登録若しくは同法第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出を加え、同表の一の九の項中「又は同法」を若しくは同法に改め、「届出」の下に「又は農林中央金庫法第九十五條の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同項の次に次のように加える。

一の十 金融庁若しくは財務省又は経済産業省 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)による同法第六十條の三の登録又は同法第六十條の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第十七条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

(資金決済に関する法律の一部改正)
第十八条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「第二条第十九項から第二十二項まで」を「第二条第二十二項から第二十五項まで」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)
第十九条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「エ」を「ア」に改め、同項第三号中エをアとし、ホからコまでをトからテまでとし、この次に次のように加える。

ホ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二條の五の二第二項に規

定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第二百一十一條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

へ 認定電子決済等代行業者協会、認定信用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行業者協会、農業協同組合法第九十二條の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、水産業協同組合法第二百一十一條の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十條 附則第二條から第九條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第二十一條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(運用上の配慮)
第二十二條 電子決済等代行業等に関する改正後の各法律の規定の運用に当たっては、官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

平成二十九年六月十二日印刷

平成二十九年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C